

午前10時02分開会

○委員長 ただいまから総務委員会を開会いたします。

○委員長 審査に当たっては、お手元の審査区分表に従い進めてまいります。

審査方法ですが、一問一答方式で行うことを基本とし、採決は各区分の質疑が終了した後、1件ずつ行いますので、よろしく願いいたします。

執行部をお願いをいたします。答弁に当たっては、委員長と発言の上、挙手をしてください。発言の許可を得た上で、必ず所属と名前を発言の上、漏れのないよう御答弁ください。

また、会議規則を改正いたしましたので、本会議同様に委員会においても執行部の反問権を許します。なお、反問する場合は、これから反問したい旨を明確に委員長に発言し、委員長の許可を得てください。反問を終えたときにもその旨を明確に委員長に示してください。

委員長よりお願い申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、必ず電源を切るかマナーモードに設定してください。その他電子機器の持ち込みは禁止されていますので、御注意ください。

○委員長 それでは、審査に入ります。まず、議案第1区分、議案第1号、柏市非常勤特別職職員報酬等支給条例の一部を改正する条例の制定について、議案第2号、柏市一般職職員給与条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第3号、柏市職員退職手当条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号、柏市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号、柏市消防長及び消防署長資格条例の制定についての5議案を一括して議題といたします。

本5議案について質疑があれば、これを許します。

○内田 それでは、第1区分について質疑をいたします。まず、議案第2号についてでございますが、教職員等の給与の改定をする旨の条例でございますけれども、この民間との比較というふうな説明資料にはございましたが、給与水準の比較は民間の教職員との、いわゆる私立学校との比較と考えてよろしいのでしょうか、お示しください。

○給与厚生室長 この民間比較といえますのは、千葉県内の50以上の事業所の給与との比較でございますが、民間の、いわゆる私立の学校の教員との比較ということではございません。以上です。

○内田 そうすると、私立学校の教職員との比較をしたようなデータというのはいかがでしょうか、お示し願います。

○給与厚生室長 申しわけございません。そういった資料は手元にはございません。

○内田 教職員が主ということですので、私立学校との比較なども今後していっていただければと思います。そして、この条例でございますが、新採用の方について

は引き上げになるということでございますが、その引き上げの具体例についてお示しいただければと思います。

○**給与厚生室長** 今回引き上げの対象になりますのは、おおむね20代の職員を対象として引き上げを行っているところです。市立高校の教員の中で、今回その引き上げの対象になるのは2名おまして、年齢でいうと29歳と30歳の職員になるんですけども、給料月額、それからあと地域手当、期末勤勉手当などを含めまして、1名の方は年間で2万5,400円程度、もう一名の方は1万2,700円程度の引き上げになるところです。以上です。

○**内田** 続きまして、議案第3号についてお尋ねをいたします。議案第3号についてですが、早期退職、勸奨退職制度についてでございますけれども、本件については、対象となる職員の業種範囲というのは限られているのでしょうか、全てなのでしょう、お示してください。

○**次長兼人事課長** 職員の対象範囲としましては、市の給与条例、職員の給与条例が適用されている職員、再任用職員は除きますけれども、再任用職員を除いた給与条例ということですので、通常の本職員は職種にかかわらず全て対象となります。以上です。

○**内田** 続きまして、議案第4号についてお尋ねをいたします。議案第4号については、手数料等の改定をするものということでございますが、消防のほうと、あとは閲覧のほうと2件一括でいただいているかと思うんですが、消防関係でございますが、いただいた資料のほうには消費税増税の影響も鑑みてというような御説明があったかと思うんですが、今回引き上げとなる額の総額の消費税を課税しない原価というものは幾らになって、消費税課税分が幾らになって、合算で引き上げ額がこれ幾つか期日がございますけれども、この額になるのかお示し願います。

○**火災予防課長** 済みません。そちらの資料については手元にはございません。以上です。

○**内田** そう考えると、これは課税取引ではなく、あくまでも消費税が上がることによって、その手数料も上げなければ、利益の部分でそごが生じるということであって、これは非課税取引という解釈でよろしいのでしょうか、お示してください。

○**火災予防課長** そのとおりだと思います。以上です。

○**内田** 続きまして、今度は台帳のほうの写しの手数料新設についてでございますが、御説明ですと営利団体のほうが大量に請求をする、その写しの代金がかかり経費がかさむということでございましたが、営利団体以外で同様の請求をする事例というのは過去にどれぐらいあるんでございましょうか、お示してください。

○**財政課長** 担当課、市民課から聞いた情報でございますけれども、一般の営利の地図業者以外の方については、基本的には自分がお住まいの場所を確認したいということで、写しの交付を求める人はいないんだということでございます。口頭なり閲覧で確認できれば、住んでいる事例がほとんどだということで、事例はないと聞いてございます。以上でございます。

○内田 ということは、本条例については、営利団体には一定の規制を張りますけれども、一般市民の方には現在のところ、影響が生じるものではないという確認でよろしいでしょうか、お示してください。

○財政課長 もし一般の方が写しの交付を求めるといことがあれば、もちろん料金取られますけれども、そういった事例はないということでございます。以上でございます。

○内田 現行ですと、今負担は生じるけれども、現行では営利団体のほうに負担をいただくということでございますので、写しを市民の方がなさる場合については丁寧な説明責任を担保していただきたいと思ひます。これをもちまして、議案第1区分に対する私の質疑を終了いたします。ありがとうございます。

○坂巻 議案1号についてお尋ねいたしますけれども、この支援指導員、こういう方々の年齢制限というのはあるんですか。

○給与厚生室長 特に年齢制限については定めていないということで聞いております。以上です。

○坂巻 そうしますと、やはりこういう方々というのはそれなりの経験が必要だと思うんです。そうすると、やはり前の事前の説明の中では教職員とかいろんな方集めていると。そうしますと、退職された方とか、元校長とか、そういう方々が第2の雇用というか、そういう形でもいいのかなと思うんですけども、その辺はいかが考えています。

○こどもルーム担当室長 学童保育の専門支援に関してお答えいたします。

今御質問がございましたように専門支援に関しましては、教育研究所等とも連携をいたしまして、校長先生や特別支援教育の経験のあるOBを今検討中でございます。以上です。

○坂巻 いや、ほかも。だから、それはさっきのと絡めて、経験というのは、要するに退職者なのか、あるいは退職近い人なのか、私はこういう方というのは全ての、今幾つだっけ、1、2、3、4、5、6、7、9でしたっけ、8か。この方々というのはそういう分野での退職者、いろんな形ありますけれども、そういうので関連してお伺いしているんで。

○給与厚生室長 今回委嘱を予定している方については、退職された教員の方が中心になるということで聞いておりますけれども、非常勤特別職の職員の趣旨としましては、その分野に一定の知識、経験を有する方ということですので、必ずしも退職というか、定年退職をした方に限定するものではないというふうに考えております。以上です。

○坂巻 それは、確かに限定しなくてもいいんでしょうけれども、なるべくそういう退職者が働きやすい場所を与えるということも大事だと。それと、全員そういう教職関係にある方ですか。

○給与厚生室長 教育委員会の関係でいいますと、生徒指導アドバイザー以下になるわけですが、その中でスクールサポーターの方については、警察のOBを予

定しております。以上です。

○坂巻 わかりました。それと、この報酬ですけれども、私も代表質問でやりましたけれども、差が5,000円、2,000円ありますよね。そうしますと、それは現職のときの差があるとちょっと伺ったんですけれども、これ日額ですよ。すると、時間というのか、例えば学童保育専門支援の方の1日のそういう時間と、あと例えばスクールサポーター、そういう方の1日の勤務時間というんですか、そういう時間というのが加味されての値段なんですか、それとも前職のときの値段のあれで来ているんですか。

○給与厚生室長 まず、先に学校関係ですけれども、学校関係の非常勤特別職については、県の教育職の再任用職員の年額から時間で割り出して額を算定しております。その中でも1万6,000円と1万3,200円と、教育委員会関係でも額が分かれていますけれども、これは単純に予定されている勤務時間の違いということになります。

それから、1番目の学童保育専門支援員と消費者教育相談員につきましては、現在既にある柏市の類似した非常勤特別職の報酬などから割り出して額を定めているところです。以上です。

○坂巻 大体この方がというのはそんなに勤務時間長くないですよ。大体どのくらいの実働時間というのを考えておられるんですか。

○給与厚生室長 今回提案をさせていただいている非常勤特別職につきましては、大体1日6時間から7時間の勤務を予定しております。以上です。

○坂巻 そうですか。わかりました。それと、こういう方々もじかには関係ないでしょうけれども、不登校なんかありますから、いじめとかそういう、私これはじかに関係ありませんけれども、市のこういう方々というのはその方々の横の連絡というのは結構あるというか、役所が縦の連絡、これはあるんですけども、そういう子供なら子供に関しての、縦のこういう方々が3カ月に1遍とか半年に1遍とかと、情報交換するようなことは考えていませんか。

○教育研究所統括リーダー そういった方々につきましては、開始することによって、今学校だけではなくて、関係機関等との連携が強化することが求められておりますので、そういったことに積極的に当たっていただくことによって、情報交換を進めていけるものというふうに考えております。

○坂巻 情報交換というのは、ある程度限られた範囲でしょう。こういう方々の、いろんな役職の方々の一堂に会しての情報交換ということは考えていませんよね。います。

○指導課担当リーダー 今議会で上程してございますいじめ問題対策連絡協議会、こちらにもスクールサポーターや生徒指導アドバイザー、それからスクールカウンセラー参加する予定でございます。そこでの共通理解等も図っていきながら、また個別の案件についてもそれぞれチームを組んで対応していく予定でございますので、月に1度程度の連絡会を今後行っていくことを計画しているところでございます。以上です。

○坂巻 ありがとうございます。

○永野 1点だけ伺います。議案第3号の職員退職の件なんですけども、この改正に対しての趣旨は載っておりますが、意義というか、目的というか、どのようなことに、人件費のコストが目的なのか、改めて、これは副市長になるんですか、お答えいただきたいと思います。

○総務部長 議案第3号の退職条例の一部改正の関係につきましては、そもそも公務員の生涯賃金がやはり民間と比べて著しく高いということが出されておまして、そここのところで退職金の関係のバランスをとるということで、国のほうから退職金の引き下げと合わせて、こういう形での措置をしろという形で、実は一昨年になりますか、通知が来ています。それに合わせまして、去年の3月の議会で退職金の段階的な引き下げを可決していただきまして、その際に趣旨でも話していますように、今回の早期退職制度の導入というのはセットで導入をしろという話になっていまして、柏市の場合には1回、退職金のほうの引き下げのほうを先に上程させていただきました。今回そのセットの部分の後段の部分、2段目の部分を今回上程させていただいたと、そういう趣旨でございます。

○日下 まず、先ほどの議案第1号なんですけども、大体教育関係の専門家が雇用されるのかなというふうに思いますけど、先ほどの答弁で、必ずしも定年退職の方ではないというふうにおっしゃったんですけども、そうするとそれは中途退職の方もあり得るといふことなんですか。どういうことなんですか。

○給与厚生室長 必ずしも定年退職の方に縛られるものではないという趣旨でして、じゃ実際に中途退職の方を採用するかどうかというのは実際にその制度を運用していく中で適任という方があれば、可能性があるというような意味でお答えしております。今回に関しては、定年退職者ということで、OBということで聞いております。以上です。

○日下 特に従来の再雇用の制度のもとで行われるということではないわけですね。

○給与厚生室長 教員と柏市の非常勤特別職の任命権者というのは当然異なりますので、再雇用ということではないというふうに理解しております。以上です。

○日下 次に、議案第2号について伺います。先ほど内田議員の質問がありまして、民間との比較で50人以上の事業所を対象にした民間賃金との比較だという答弁がありましたけど、人勧の勧告というのはそういうものなんですよね。ですから、150人というといわゆる中小企業で非常に賃金の低い人たちも一緒に含めた民間賃金というのがありまして、必ずしも私どもは人事院勧告に基づく賃金体系というのは正しくないというふうに思っています。それで、今回昇給と抑制がセットになっているので、とても困るんですけども、1のほうの若年層に対する給料の引き上げについても先ほど29歳の方に2万5,400円、30歳の方には1万2,000円と、こういうふうな答弁でした。0.12%ということで、これも決して高くない。今連合なんかは1%要求しているんですよね。それから、連合なんかは平均で1万6,000円だったかな、そういう要求はしておまして、決して若い層への0.12%も高くないものであると

いうふうに考えます。

それから、2のほうの55歳を超える職員についてなんですけれども、2号昇給から1号昇給に抑制することによってどのような影響があるのでしょうか。

○**給与厚生室長** 1点目の千葉県の人事委員会勧告の関係ですけれども、千葉県の民間企業との調査では官民比較したところ、355円の格差が生じたということで、かなり低い格差、かなり均衡した格差だったということで、全体に配分することができないということで、若年層を中心に配分したということで聞いております。

それから、昇給抑制の関係ですけれども、こちら昨年柏市の一般職の職員給与条例のほうで55歳以上の職員については、昇給停止という議案のほうを可決していただいて、我々一般職については昇給停止ということで、既になっております。国、県等についても同様の措置がとられているということで、今回教職員が後追いということで昇給抑制をしているわけなんですけれども、人事委員会勧告、それから国の人勧を見ましても高齢層の職員が民間に比べて、非常に給与水準が高いということをおっしゃって、国、県からも指導されているところでして、影響は全くないということはないとは思いますが、なるべく官民の格差を解消するというところで今回提案をさせていただいているところです。以上です。

○**日下** お聞きしたかったのは影響金額なんですけれども、どこかに659万9,000円と書いてあったんですよ。概要だと思います。これがどういうものなのか、ちょっと教えてもらいたいです。

○**給与厚生室長** 六百数十万円というのは、多分当初予算の概要でお示しした数字ではないかと思えます。当初予算の概要の50ページで50歳代後半職員の昇給抑制影響額「659万9,000円」とありますけれども、これ例を挙げますと、行1、422人、行2、47人、教育職5人、これが55歳を超える職員の人数になりますけれども、これらの職員が昇給できないことによる影響額の総額ということでお示しさせていただきます。以上です。

○**日下** 1年間ですか。

○**給与厚生室長** はい。

○**日下** ずっと続くわけですよ。そして、期末手当にも影響しますよね。それから、退職金にも当然影響しますよね。その額なんていうのはわかりませんよね。

○**給与厚生室長** 退職金を含めた影響額については算定しておりません。

○**日下** 議案第3号に行きます。先ほど早期退職の件なんですけれども、ここに目的が書いてありまして、早期退職のインセンティブ拡大、年齢別構成の適正化というのが先ほどの退職金のバランスということなんだと思うんですけれども、随分酷な議案だなと思うんです。45歳で一番働き盛りのときに、こういうできたらおやめくださいという議案が出されるということはお金の問題だけじゃなくて、士気にもかかわる問題だと思うんです。これは、国に準じてやるということなんですよね。これ、国に準じてやるって、やらなきゃならないんですか。

○**次長兼人事課長** 国に準じてやらなければならないという決まりは、これは給与

の改正等もそうですけども、そうです。ただ、今回も人事院のほうで調査をした結果、こういうふうに国の法律が変わっていると、それに準じるというか、それに従って変えるということでございます。

○日下 雇用するときには需要に応じて雇用して、45歳になったら年齢別の構成を適正化するなんていうのは、これは何か民間の首切りと同じで、行政がこういうことしていいのかなというふうに思いますが、何かやらないことによってペナルティーみたいなものはあるんですか、地方税に影響するとか。

○次長兼人事課長 このペナルティーというのは私のほうでは確認していません。ただ、この制度は委員御存じのとおり、強制的なものではありませんので、御本人がこの制度に乗って、いろんな事情があると思います。それに手を挙げた場合にはこの制度に乗れるということがまず一つと、あとこれだけで私どもも職員構成の適正が図れるとは思っておりません。これもやっていく中でそういう部分も緩やかになっていくでしょうし、あるいは今市の職員構成というのは御存じのとおり、高齢層と20代半ばから30代の手前ぐらいまでが多くて、中へこみみたいな状況になっていまして、ですから真ん中あたりが少ないと、それについては、例えば採用のときに年齢を考えて採用していくだとか、そういうこともないとやっぱり職員の年齢別の構成化というのはとれませんので、これだけでやるということはないんですけども、これも一つの方法であると。あと何回も申し上げますけども、無理やりこれでやめなさいということじゃなくて、あくまでも本人の意思にのっとるということでございます。以上でございます。

○日下 もちろん無理やりに首切りなんかできないわけで、果たしてこれで何人これに応ずる人が出るか甚だ疑問ですけれども、これ自体がやっぱり士気をそぐわけですよ、働く意欲ですとか。だって、一番中堅の働き盛りの人で、行政だってこういう人たちがあってこそ支えられていくわけじゃないですか。そういう労働というものを否定するような、冷や水を浴びせるような、条例というのはやっぱりもっと議論してほしかったと思います。

次、議案第4号のほうに行きます。手数料条例で、ちょっと先ほど認識が違うなと思ったのは消防関係の手数料なんですけども、これは非課税ではないと思うんですね、課税取引で、課税取引だけれども、要するに一般会計のみなし控除、国にお金を納めないものではないかと思うんですが、ちょっと確認させていただけますでしょうか。

○財政課長 この手数料につきましては、非課税の取引になってございまして、今回改正するのがそれにかかるコスト分について、消費税の引き上げの影響があるということで、その分を総合的にしんしゃくして引き上げる必要があるということで、国が標準政令で定めて、引き上げを示したということの対応でございます。以上でございます。

○日下 非課税、非課税なんですか。

○財政課長 この取引そのものは非課税と認識してございます。

○日下 非課税なのに課税するんですか。

○財政課長 課税はしてごさいません。これは、手数料にかかるいろいろな物件費とか、そういったもののコストがやっぱり消費税引き上げに伴って上がってくるので、その分をしんしゃくして標準政令でも上げてきたというところでごさいます。以上でごさいます。

○日下 私が説明を受けたときに一般会計の手数料だというふうに伺ったので、ちょっと認識が違っていたんですけど、非課税のものを消費税率の引き上げの影響からということで引き上げるということはいかかなものかというふうに思います。

それから、(2)のほうの住所表示の件、先ほどありましたので、あれなんですけど、過去には個人で請求されたことは一件もないというお話だったんですけども、先ほどの内田委員にも重なりますけれども、やっぱりその個人がこういう請求があった場合はどういうふうに対応するのかということを確認させていただきたいと思います。

○財政課長 先ほど申し上げましたとおり、個人の方、お住まいの利害のある方についても写しの交付の請求があって、写しを交付すれば、これは手数料をいただくということでごさいます。以上でごさいます。

○日下 わかりました。金額については、ほかの自治体もいろいろ設定しているようでありまして、一定の価格を設定するのは妥当かなと、金額が300円というのがあるのかなというのがありますが、以上です。

○委員長 ほかに質疑がなければ、質疑を終結いたします。  
これより順次採決をいたします。

---

○委員長 まず、議案第1号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 次に、議案第2号について採決をいたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 次に、議案第3号について採決をいたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 次に、議案第4号について採決をいたします。



本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 次に、議案第5号について採決をいたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 次に、議案第2区分、議案第16号、訴えの提起について、議案第17号、訴えの提起について、議案第18号、包括外部監査契約の締結についての3議案を一括して議題といたします。

本3議案について質疑があれば、これを許します。

○永野 議案第16号、第17号に対して伺います。議場でも触れさせていただきましたが、今後どう対策をとっているのかというのを再度確認できればという趣旨で質問させていただきます。再度もう一回確認なんですけども、更新手続というのは現時点ではない形でしたよね。ないんですよ。

○住宅課長 更新手続はございません。

○永野 今後その更新手続というのは特に定期的に2年ずつやる、3年ずつやるとか、そういう考えはないということでしたよね。市長が答弁でたしか言われていたんですけども、滞納が出た場合、チェックしていくというような答弁があったかと思うんですけども、その滞納の定義じゃないんですけども、大体どれぐらいたまったらというか、チェックしていくのか、どういうふうにお考えなのか。

○住宅課長 通常住宅使用料につきましては、毎月支払いをしていただいております。毎月の期限に支払いがない場合には督促ということで、翌月督促状と一緒に納付書を発送しております。それでもまだ支払いがない場合、今度は催告ということで、催告を行っていくということで、ですからこれは通常督促を出すことによって、通常であれば、その督促によって支払いをしていただくと。それで、ない場合にはその後催告ということで、今考えているのは3カ月以上についてはそういうことで一応対応していくということで考えております。以上です。

○永野 今ありました3カ月以上滞納があった場合、督促状というお考えなんですよ。

○住宅課長 督促は1カ月支払わなければ督促という形になります。

○永野 それは、今までもその1カ月に対して督促状というのは出していたという形なんですよ。でも、結果的に今回議案第16号、第17号というのは所在不明ということで、連帯保証人もわからないという形ですよ。これは、たまたまじゃないです、議案に上がったというのは5年以上たっているからということで訴えという形になっているかと思うんですけども、この資料をちょっといただいて、1年以上

滞納している人だけでも15人、2年以上滞納している人、17人、3年以上、6人、4年以上、6人、5年以上も20人というか、そういうような形になっているんです。大まかに今そういうような人数を伝えましたけども、このうちこのような議案に上がっているような所在不明の方というのは何人いらっしゃるんですか。

○住宅課長 今現在この2件のほかに、調査した結果、あと1件、所在不明というものが出ております。以上です。

○永野 1件だけ。もうちょっといるのかなと予想した。そんなことはないんですね。

○住宅課長 今現在確認しているのは1件ということです。

○永野 その方は、契約者が所在不明、連帯保証人とかはその1名に関しては、連帯保証人は確認できているんですか。

○住宅課長 この方の連帯保証人のほうは、所在は一応わかっておりますが、連絡等については、まだとれていない状況です。以上です。

○永野 そうですよ。余りにも本当怠慢ですよ。民間だったらとか、そういうような話もありますけども、民間云々の前に目の前の仕事に対しての責任感の欠如というか、余りにもこれは怠慢だなんて思うところがございますが、どう展開していきましょか。ちなみに、この担当責任者……（「請求、請求」と呼ぶ者あり）いや、いや、余りそういう請求、あれはしたくないんです。担当責任者というのは任期はどれぐらいなんですか。要は、これ5年、担当者ですよ。要は、2年、3年ごとにこの担当の方もかわるわけですよ。（「人事異動で」と呼ぶ者あり）はい、ごめんなさい、人事異動で。引き継ぎもされるわけですよ。今までこれ5年以上か、たっているということをお願いします。

○住宅課長 住宅課の職員の通常業務の中での対応としまして、やはり訴訟までの事務対応が十分に行われてこれなかったというところで、職員の異動があるたびにその引き継ぎ等は引き継いでまいりましたけれども、やはり民法だとか地方自治法など、徴収業務に必要なスキル、それにノウハウ、それが問題意識の欠如をしていたことによって、思うような進捗が望めなかったというのが、今まで滞納を長期間に延ばしてきてしまったというところが原因かなというふうに考えております。本当に申しわけございませんでした。

○永野 そうですね、市営住宅ですから、セーフティネットの側面というか、それは十分わかりますけども、やっぱりどうしても払えない人には話し合いに応じて、例えば家賃半分ずつ払うとか、やっぱりしっかりやっておくべきでしたよね。後でちょっと諸先輩方がもっと詳しくやってくださると思うんで、僕はこの辺でやめておきますが、でも個人的にはやっぱり更新手続ですね。そういうようなものを取り入れてもいいんじゃないかなとは思いますが、改めて伺いますが、どうお考えでしょうか。

○住宅課長 更新の方法なんですけども、やはり連帯保証人というものが当然ついておりますので、そちらの連帯保証人の確認、こちらを毎年収入申告ということで家賃

を決定する申告書を提出していただいておりますが、そこへちょっと確認をしたいというふうに考えております。以上です。

○永野　じゃ、あとお任せします。以上です。

○坂巻　これから市営住宅、指定管理者になりますよね。そのときは、こういう滞納とかはどのようなになっているんですか。

○住宅課長　住宅使用料の徴収業務につきましても指定管理のほうにお願いする予定ですので、やはりこういう滞納対策ということで、早期の対応をするということで、滞納者に対しましてはもう1カ月滞納ある、当然督促を発送するんですけども、その後指定管理のほうから電話等で催告していくというふうに一応考えております。以上です。

○坂巻　じゃ、これからはこういう案件は徐々に減っていくとか、ゼロになっていく可能性があるわけですよね。そういうふうに理解してよろしいですか。

○住宅課長　はい、そのとおりです。以上です。

○市村　何か今議会、突然市営住宅の件で鬼の首をとったかのように議員たちがしゃべっているけど、こんなの、ずっと前にもう提起されていて、問題は、私たちは十何年前に市営住宅を廃止しなさいと、それで新しい建築は認めませんということで、あそこがずっと空き地になっているわけです。まず、そういう側面が1つあること、それからこの滞納者の人たちというのは水道も払わない、電気も払わない、学費も払わない、税金も払わない、保険も払わない。それで、また共産党の人たちは、今度保険を払っていない人を助けてやってくれと言うわけでしょう。（私語する者あり）払っていない人たち、払い切れない人たち。そうすると、市営住宅というのもそういう側面が市にはもっとあったんですよね。要するに支払いが滞っていても最大限、何とか払える方法はないかということで、なぜかというとその個人はもう既に家賃だけの滞納ではないんですよね。だから、それを総括して調べ上げたらどうかというのが平成23年度の監査のほうから皆さんたちに伝わった事項だと思うんです。ですから、その辺をよく説明して、今後どういうふうに、市営住宅の賃料だけではなく、保険、税金、それから学費もあるだろうし、いろんな給食費もあるでしょうし、その横が、その個人がどうなって、それで本当にその人をどうやって救済したらいいんだろうかということをやっていないと、こんな家賃の滞納なんてほんの一部ですよ。電気は、市は関係ないですけども、水道だってそうですよね。水道だけはとめられないですから、これは幾ら滞納しても。やはり命の水ですからね。でも、その辺、どこまで市ができるかというのを、要するに県のみじゃなくて、徴収する業務について、今坂巻さんが言ったように委託するケースもふえてきているし、どういうような徴収をしていくか、直接ここの担当じゃないけども、国民健康保険なんかだって、払える人が払えない分を払っているというのが現状なんです。それで、持ち出ししろ、持ち出ししろという意見あるけども、これは厚生年金を払っている人にとって、皆さんたちにとっても共済年金を払っている人にとっても一般会計から繰り入れするということは二重の支払いになるわけですよ。だ

から、国民健康保険もそうですけども、払っていない人たち、これをどういうふうに対策するか、国民皆保険はすばらしいと寝言を言っていますけども、払っている人のほうが苦しんでいるんですよ、高くて。ですから、その辺のバランスを考えて、私はこの議案第16号、第17号、それから包括外部監査、こういうところでもきちんと指摘されているんですよ。それを皆さんたちがどう早く実行するかだと思ふ。23年度に指摘されたことを26年度に議案として提出しただけのことで、この期間がちょっとかかり過ぎたのかなということだと思ふんですけども、どうでしょうか。

○債権管理室長 23年度に債権管理室というのを立ち上げさせていただきまして、当初一、二年については、国民健康保険だとか介護保険料、この部分について、市全体の債権を調査させていただいて、委員おっしゃられたとおり、資力のある方について財産調査等進めて、債権整備に努めているところです。ことしになりまして、各課で持っている市の債権について、6月にヒアリング等を行いまして、そのあたり給食費だとか、生活支援弁償金だとか、そういった部署について、債権、もちろん市営住宅もそうなんです、その中で一環として市営住宅使用料について、空き家の部分について、まだ賦課が継続しているということで、まず課税を中止して、新しい訴訟によって明け渡しを設けて、市営住宅を希望されている方に新たな提供をすると、住宅を提供するという仕組みで、今債権管理室、そういった債権についても着手している次第でございます。

○市村 まず、市営住宅のあり方なんだけども、今民間の古い集合住宅、またアパートにはあきが随分出てきて、要するに新しいほうには入るけども、古いほうには入っていないというような環境の中で、市営住宅の今後のあり方というのを皆さんたちはもっと考える必要があるじゃないかと思ふんですよ。例えば生活保護の受給者だってちゃんと住宅の費用は出るし、民間のアパートにも入れるし、そういう制度があるわけですから、それで今度のように大きな穴があいたときには市営住宅の建設予定地が根戸にあんなにたくさんあいているでしょう。早く、値段のついていううちに売却をして、こういう穴を埋めますと、しないと各部が自分たちの土地を保有して、教育委員会は建築をする予定じゃない学校用地を持っていたり、それから市営住宅も建つ当てのない土地があったり、こういうものを処分して、今回穴あけた分を埋めるとか、そういうような考えというのはありませんか。

○石黒副市長 市営住宅につきましては、確かに根戸に1団地建てる予定の用地を確保してあります。ただ、それについて、今凍結の状態です。やはり民間の住宅もあいているところも随分あると聞いておりますので、そういうのを活用する方向で市営住宅を市がつくってという今までの手法は改めて、民間を活用する方向で今後検討していくという考え方はあります。それは、できるだけ早く具体化していきたいと思ふます。

○市村 最後に、民間のアパートの経営者というのは固定資産税を払い、建物の固定資産税も払い、それで大体家賃の2カ月分は税金なんですよ。それで、それに比べて市営住宅というのは基本的には市が市に固定資産税を払うということはない

わけでしょう。ですから、全体的なメリットからしたって、決して市営住宅を利用するほうが市にとってはありがたいことであって。ですから、よく民間ではどうなるという話になるけども、穴があいてしまったら、埋められるんだったら、やはりああいう土地を有効利用していただきたいと思います。以上です。

○内田 議案第16号、第17号、包括外部監査、一括でさせていただきます。まず、第16号、第17号についてでございますが、もちろん債権回収は大きな目的の一つだと思っておりますが、これは訴訟、裁判テクニックというものをある種活用して、居所を確認していくという意向もあるのでしょうか、お示してください。

それから、包括外部監査についてでございますが、今回自治法の規定等で同一人と長期契約ができないということがございましての変更でございますが、包括外部監査の抽出事業についてでございますが、行政の側から事業を監査してほしいという要望というのは包括外部監査人に対して申し出る意向はあるのでしょうか、お示してください。

○住宅課長 この第16号、第17号の入居者の居所の確認なんですが、これは行方不明という形に私どもはしております。これを裁判所のほうに提訴することによって、裁判所のほうで判決が下されるという形で、これは裁判所のほうで公示送達というものを行いまして確定するというふうに聞いております。以上です。

○次長兼行政改革推進課長 包括外部監査について御質問のありましたテーマの選定についてでございますが、監査のテーマ、いわゆる特定の事件は包括外部監査人が自己の見識と判断に基づいて、住民の福祉を増進し、最少の経費で最大の効果を上げるため、また組織及び運営の合理化を図るために一番効率的であると考えた事件を選択して行うこととなっておりまして、ですから法律上は監査人の権限に属しております。ただし、包括外部監査人に柏市の概況を説明していく中で、市としての現状、課題を十分に申し上げて、必要な情報の提供を行って、御理解を得ていこうと考えております。以上でございます。

○内田 第16号、第17号の件でございますが、つまり居所を確認をするという目的、裁判を活用して、居所を確認するということができるのか、できないのか、またその目的があるのかどうか、もう一度お願いしたいんですがございます。

○債権管理室長 裁判を使って居所を確認するという意味合いはございません。裁判を使うということで明け渡しということなんですが、これについて、相手が行方不明ということで明け渡しという意思表示が裁判所を経由して、そういった訴状を出した段階で郵便物を出して通常伝えるわけなんですが、郵便物が届かないということで公示送達、裁判所のほうで公示送達をすぐ掲示のほうに2週間程度掲示された時点で指導、訴訟である契約解除というのが成立するということになります。以上です。

○内田 議案第2区分についての私の質疑は以上です。ありがとうございました。

○山中 これについて、我々が文句というよりも、この議案に対して、これは当然でありますから、やることに対してはそのとおりだと思いますから、やってほしい

と思いますけれども、それよりは月別の一覧表見ると、先ほど永野議員もおっしゃっておいりましたけども、大変な数なんですよね。これを今度、債権管理室は総務にあるんですけども、実際はこれは都市部ですか、ですから向こうになるのかわかりませんが、こういうものを半年に一遍とかそういうふうな形でこういうところを議会に報告をしていただければいいんですね、どのぐらいふえていて、どのぐらい減っているとか。ふえるということはおかしいわけですから、頑張ってもらわなくちゃいけない。どういうふうに減らしていつているのかというようなこともやっぱりわかるようにしてもらわなくちゃいけないと思うんですね。さっき副市長が言いましたように、これは市村委員も言っていましたけども、我々は昔から新しいのを建てるのには反対でありまして、民間がつくったのを借りて、あいていますから、それを利用していきなさいよということと、当然のことながら、そうすれば固定資産税も入るだろうしということが主なんですけど、そういうこともありますので、実際行って、こういう半年あるいは3カ月でもいいんでしょうけども、こういうものを報告することもできますかね。それをちょっと教えてください。

○**財政部長** 各議会ごとに一般報告等なされていますので、その中で工夫して報告したいと思っております。

○**委員長** ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。——なければ質疑を終結いたします。

これより順次採決をいたします。

---

○**委員長** まず、議案第16号について採決をいたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○**委員長** 次に、議案第17号について採決をいたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○**委員長** 次に、議案第18号について採決をいたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○**委員長** 次に、議案第3区分、議案第22号、平成25年度柏市一般会計補正予算、当委員会所管分についてを議題といたします。

本案について質疑あれば、これを許します。

○日下 補正予算の一般会計、歳入というところに繰入金として、財政調整基金の繰入金、黒三角で5億8,819万7,000円というのがありますよね。すごく、こういうのって私たち素人はわかりにくいんですけども、説明聞いたら、要するに予算に対して、マイナス5億8,000ですということなんですけど、予算が何で、結果としてどうなったかという説明をお願いします。

○財政課長 財政調整基金の繰り入れにつきましては、当初予算で10億見込んでございました。今回最終的な3月の補正をするに当たって、収支の差し引きの中で財政調整基金で5億8,000万余を減額することで収支の均衡を図ったということでございまして、10億、当初予算で計上していただきましたので、5億8,000余を減額したことで4億1,180万3,000円が今の補正予算成立後の財政調整基金の繰入金の減額になる予定でございます。以上でございます。

○日下 そうすると、現在の財政調整基金は幾らになるんですか。まだ決算出ていないですけどね、見込みで。

○財政課長 今現在の現在高が114億程度でございます。これで4億円の繰り入れを予算どおりにいたしますと、約110億という残高が平成25年度末現在高でございます。以上でございます。

○日下 この110億をどう見るかという問題なんです。それで、22年度の行革の方針で標準財政規模の10%を目指すということだったんですよね。68億円の財政調整基金を目指すということだったわけですね。これは、もう大きく突破しているわけですけども、この点についてどう考えますか。

○財政課長 当初経営方針のほうで、標準財政規模の10%というのは当面達成、何とか努力すれば達成可能な見込みだろうということで設定されたものだということで考えてございます。

また、今回110億の財政調整基金の残高見込めますのは、1つは基金の再編とか充実、平成24年度末に条例改正をお願いしたところでございますけども、その中で地方自治法に沿って、実質収支の2分の1を積み立てるということで、再度の適正化を図ったところでございます。そういった影響もございまして、また、放射線対策による財源を約10億程度ダブっていただいているものもございまして、そういったものも将来の精算に備えて積み立てる必要もあったというところでございまして、また標準財政規模の10%がこれで十分かということ、やはり当面達成可能な見込みとして設定したものでございますので、今後それを基本にそれを最低でも維持できるような形で可能な限り財政運営のほうには努めてまいりたいと思っておりますけども、また実際実質収支を半分積み立てることで、翌年度へ繰り越しする財源がなくなってしまうので、そういった意味では今後は実際に財政調整基金を取り崩しながらの運営も想定されますので、そういった意味では当初の設定したものを維持しながら、やりくりしながら財政運営ということで考えてございます。以上でございます。

○日下 財政調整基金というのは、そもそも入れたり崩したりという、そういうも

のですよね、名前のおり、調整基金って。（「条例読んでこいよ」と呼ぶ者あり）その財政調整基金が今114億円という答弁でしたけれども、何によって生み出されたかということなんです。私は、この間決算なんかでも指摘してあるんですけども、この間黒字額がやっぱり過大過ぎる。通常経験的に収支決算は大体3%から5%とも言われているんですけども、柏市は全県でもトップの黒字ですよ。そして、それを積み込んでいく。お金を財政調整基金などにためる場合には基本的には単年度決算ですので、自治体の財政というのは単年度決算ですので、お金が余った場合、残った場合、この場合は余ったというよりも余したという性格が非常に強い。つまり福祉をどんどん削ってきて、黒字を出して、そしてため込んでいくって、そういうお金の運営というのは問題なんじゃないかというふうに思うわけなんです。それで、この財政調整基金のこのため込みについては非常に異論があります。

それから、次のページに通常事業というところにア、イとありまして、公共施設整備基金積立金10億円というのがありますね。これは、どこから生み出されたお金でしょうか。

○**財政課長** 今回の歳入の補正の中では、普通交付税が当初よりも交付の額があった。それと、あとは繰越金の実質収支を全部予算化したというような中で、一般財源生み出されてきましたので、そういったものを将来負担、多額の財政負担を想定される部分に計画的に積み立てていくと。今後も当初では26年度予算については、この後御議論いただくとお思いますけれども、また1億しか積めてございません。今後も決算なり、補正なりで財源の出る見込みがあれば、可能な限り積み立ててまいりたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○**日下** この公共施設整備基金の積立金は現在で幾らになるんですか。

○**財政課長** 24年度末決算で27億ございまして、当初予算と補正予算を合わせて11億積む予定でございます。これと、予算で取り崩しを7,000万見てございます。そういった差し引きの中で決算見込みは38億程度になる予定でございます。以上でございます。

○**日下** この公共施設整備基金の積み立てについては、どういう計画を持って行っていくことになりますか。

○**財政課長** 本来計画に沿ってということかなとは思いますが、今現在公共施設のデータを収集して、その公共施設の状況、今後の後長寿命化といいますか、公共施設の老朽化対策の計画を立ててまいります。ただ、今想定されていく中でも平成21年度に行った公共施設の老朽化の調査の中でも500を超える公共施設、これの改修、防水、外壁、軒下の改修、これだけ見ても270億を超える改修費が必要だということがございますので、そういった経費を想定すれば、今現在でもかなりの額が必要なんだろうということは容易に想像つくかなというところなんです。また、今後来年度以降、計画を立てながら、必要な財源など把握してまいりたいと思います。以上でございます。

○**日下** 私は、将来に備えることを否定するわけではないんですけども、やみく



もに計画が明確でないまま積み立てをしていくということについてはいろいろ異議があります。やっぱりきちっとした計画を持って、その計画に基づいた積み立てをすべきであって、とにかく必要だから、積み立てするんだという、そういうちょっと無謀なやり方ではないかなというふうに思うんです。これは意見です。以上です。

○委員長 ほかに質疑ございますでしょうか。——なければ、こちらで質疑を終結いたします。

これより採決をいたします。

---

○委員長 議案第22号について採決をいたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 次に、議案第4区分、議案第29号、平成26年度柏市一般会計予算、当委員会所管分についてを議題といたします。

本案について質疑があれば、これを許します。

○内田 それでは、第4区分の議案第29号について質疑をいたします。8事業についてお伺いいたします。まず、エンジョイ・パトロール事業についてでございますが、このような事業の場合、私がいつもかねがね申し上げるのはひとつ住民の監視が強化されてしまうことに対する懸念とか、あるいは個性的な行動をとる方に対して、通報がなされて、ミニ冤罪みたいなことになってしまうということを非常に懸念するわけでございますが、これらに対して、人権擁護の観点から何か対策があるのでしょうか、お示し願います。

○防災安全課長 エンジョイ・パトロールに関する御質問2点。1点目、住民の監視ということでございますけれども、そもそもエンジョイ・パトロールと申しますのは、御存じだと思いますけれども、「防犯」という大きなマークの入った黄色い帽子をかぶって、その方たちが日常的な、例えば散歩であるとか、お買い物であるとか、そういうときにお気づきになった点がありましたら、御報告いただくというようなことで、これは監視をするというよりも犯罪者がこういう人たちが町中を歩いていると犯罪を起こしづらくするという抑止を目的とした活動でございます。したがって、2点目の非常に個性的な行動というようなおっしゃり方でしたけれども、個性的かどうかという判断はちょっとわかりませんが、いわゆる不審者を見かけたような場合にはこちらに御連絡をいただきたいということでお願いはしてございます。以上です。

○内田 抑止効果ということでございましたが、抑止効果ということだと逆に今度はこのパトロールをする方々の身の安全確保というのは保険の適用なども含めて、何か対策は講じられているのでしょうか、お示してください。

○防災安全課長 お尋ねの点ですが、保険については毎年傷害保険に加入しており

ます。それから、もう一点、エンジョイ・パトロールの方たちを対象に行う講習会ではその抑止ということに力点を置いて、念押しをしています。必ずしも犯人を捕まえるのがこの目的ではないということを念押ししております。安全第一に活動を行っていただきたいということをその都度お知らせをしているところです。以上です。

○内田 次の事業に移ります。帰宅困難者の支援マップについてでございますが、昨年帰宅困難者の避難訓練を実施したわけでございますが、作成までの経過にこのようなことは反映されているのでしょうか、お示してください。

○防災安全課長 おっしゃるとおりです。昨年の10月に柏駅周辺の事業者の方等に御協力いただきまして実施しました帰宅困難訓練の結果、やはり周辺のいろいろなポイントがございます。一時滞在が可能な施設である、あるいは帰宅困難支援ステーションと言われているコンビニですとか、あるいは公衆便所、公衆電話がその周辺のどこにあるのかということを知らせていくことは大事なことだよねという確認がとれました。そういった検証の結果からこのマップをつくるに至った次第です。以上です。

○内田 そうした経緯があるのであれば、これは市内の全ての駅頭に配布するということでございますが、この配布先ですが、公共施設とか企業、柏に働きに来られる方なんかもおいでですし、学校とかあらゆる社会的な施設、企業も含めて、こういったところにも配布先を拡大する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○防災安全課長 まず最初は、各駅に配架をする予定でおります。徐々に広げていければ幸いなと思います。以上です。

○内田 次の事業に移ります。女性消防団員の配置についてでございます。まず、昨年条例を改正させていただいたところでございますが、募集の14名に対して、どれくらいの応募があったのかお示してください。

○総務課長 応募数につきましては、30名の応募があり、実際の面接を行った者は28名になります。以上でございます。

○内田 今後欠員が生じた場合の対応でございますが、これはこの応募のあった方の中から欠員を補充するのか、もしくは新たに公募をするのかお示してください。

○総務課長 今後欠員が生じた場合、まだ基本方針は決まっておりませんが、今回応募で女性消防団員になられなかった方等の希望を含めまして、広く応募をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○内田 定員の拡大については今後検討しているのでしょうか、お示してください。

○総務課長 消防団員の定員につきましては、条例定数630、女性消防団員を入れまして、この4月から631名になりますが、充足率を100%満たしておりますので、当面の間は人員の増というのは考えておりません。以上です。

○内田 次に、応急手当普及啓発事業についてでございます。まず、この応急手当の目的についてでございますが、ジュニア救命士の指導をすると、養成をしていくということでございますが、このジュニア救命士というのはいわゆる救命の必要

性とかそういうことを教育することに目的の主眼があるのでしょうか、お示してください。

○救急課長 今おっしゃられました応急手当普及啓発の中のジュニア救命士につきましては、その教育の中で応急手当の重要性、命の重要性はもちろんですけれども、小さいときから教えることによって、大人になったときにまたその応急手当のバイスタンダーの一員となるということの目的でやっております。以上です。

○内田 つまりその救命士になったら、小学校の低学年なんかもいるわけですが、実際にAED装置をすぐに使う権利というのは変なんです、が与えられるということではないということでしょうか、お示してください。

○救急課長 一応低学年ではなく、高学年ということで法の改正がありまして、5年生、6年生を対象に行っております。AEDにつきましては重要性をお教えしていますので、もしその場に居合わせたときは大人と一緒にやるというような趣旨のほうでうちのほうは考えております。以上です。

○内田 大人と一緒にやるということでございますので、子供が単独でやるという、実施するということについては、相当な教育が必要となりますので、やっぱり大人がまずしっかりこのAED等については学習していくという環境も並行してほしいと思います。

続いて、5点目の事業についてでございますが、第五次総合計画策定についてでございます。まず、第四次総合計画の検証作業というのはどこでどのようにしてきたのか、あるいはしていくのでしょうか、お示してください。

○企画調整課長 第四次の総合計画の検証作業等につきましては、今年度やっております基礎調査などをもとにして、これから新年度入りまして、策定する検討の中で行っていきたいと考えております。以上です。

○内田 続きまして、この第五次の計画に当たって、市民意識調査が計上されているわけですが、この市民意識調査というのは2012年度に実施してございまして、秘書広報課によると3年に1回を目安に行っているということでございしますが、今回第五次総合計画でまた意識調査をするということになると、今まで通例で行っている意識調査との整合性というのが説明が必要になってくるのかなと思うんですが、2012年度に執行して、2013年の春に調査結果が報告されたわけですが、この意識調査は参考材料にならないのかどうか、また新たに意識調査をするということはこの2012年度に執行した意識調査との整合というのはどのように把握されているのでしょうか、お示してください。

○企画調整課長 先般やりました基礎調査、市民意識調査のデータにつきましては、今年度取りまとめております基礎調査の中に反映させていております。それから、来年度やります基礎調査、市民意識調査につきましては、項目等につきましては当然のことながら、この総合計画の策定というものを意識した質問事項といいますか、アンケートというか、内容についてなっていくように秘書広報のほうと調整をして進めていきたいと思っております。以上です。

○内田 そうすると、市民意識調査というのは前回やったものは基礎調査に反映して、今回やるものについては、第五次総合計画本体に反映するという確認で、としておりますが、それでよろしいのかどうかと、第五次総合計画の策定の、もし議案が御上程いただく場合には来年の今どきになるかと思うんですが、それまでにその結果はしっかり議会のほうに議決をするための参考資料として、御提供いただけるのかどうかについてお示してください。

○企画調整課長 総合計画策定していく中で、今御意見ございました意識調査だったり、もろもろの経過等につきましては、今後本格的に策定作業を進めてまいりますので、折を見まして、議会にも御報告させていただきたいと思っております。以上です。

○内田 大事な第五次総合計画でございますので、コンサル委託をするということもございしますが、やはり主導権はしっかり行政のほうに握っていただきたいことを強く要望いたします。

それから、次の事業でございますが、地域活性化のための検討、取り組み委託でございますけれども、この事業については非常に抽象的な文言の記述が多いんですが、地域資源とか地域力という文言が使われていますが、これはどのような解釈のもとにこのようなワードを使われているのでしょうか、お示してください。

○企画調整課長 地域活性化のための方向性、取り組み検討ということなんですけれども、これにつきましては、地域活性化の方向性とか具体的な取り組みを行うための検討委託ということなんですけれども、もうちょっと具体的に申しますと、例えば柏駅周辺における整備の構想であったりとか、あとは南部地域、手賀、布施等の南部地域の活性化策であったりとか、公共施設の老朽化なり、集約化なりというようなものであったりとか、あとこの後予定されています常磐線の東京駅乗り入れとか、このようなものを踏まえた上での地域の活性化なり等々について、検討していこうということで予算化をしているものでございます。以上です。

○内田 そうしますと、手賀沼の話も出て、中央地区の話も出て、中央地区というのは柏の中央部についての話も出ているわけですが、将来的にいわゆる自治体内文献というのでしょうか、そうしたものも視野には入れておられるのでしょうか、お示してください。

○企画調整課長 今の御指摘にありました自治体内文献、視野に入れているのかというお尋ねですけれども、今現状で私どものほうではそこまではまだ視野に入れたものではないんですが、今後そういうものは当然必要になってくるのかなということは思いますので、それらは肝に銘じながら事業のほうを進めていきたいと思っております。以上です。

○内田 今回の作業でございますが、これは第五次総合計画とはリンクしているのでしょうか。まるっきりかけ離れているのでしょうか。その点もお示し願います。

○企画調整課長 全くかけ離れたということではなく、おのおのの地域における課題等については、当然総合計画の中でも重複してくることでございますので、そういう意味では全くかけ離れたものというような意識は持っておりません。以上です。

○内田 7点目の事業についてお尋ねいたします。次は、公共施設の保全情報システムの一括管理についてでございますが、この事業につきましては、一元管理する公共施設の範囲なんですけれども、資産管理課が保有する庁舎等の施設だけではなく、他の部局が管理する全ての施設について情報を一元管理していくということなのではないでしょうか、お示してください。

○資産管理課長 例えば企業会計、こちらのほうは繰り入れることは考えておりません。それ以外について、例えば消防施設とか学校施設とか、それから本庁舎とか、そういったものは一元化する方向で考えております。以上です。

○内田 近隣センター等の施設もこの一元管理に含まれるという解釈でよろしいのでしょうか。

○資産管理課長 はい、そのように考えております。

○内田 続きまして、8点目の事業でございます。東葛総合開発事務組合負担金についてでございます。広域自治のところでございますが、まずみどり園についてでございますが、まず指定管理者指定委託期間が15年と、指定管理者の委託期間としては非常に長いわけでございますが、この15年とした根拠にはそのまま指定管理者が今現在指定している指定管理者が民営化した場合にここを引き継いでいくということにあるのでしょうか、お示してください。

○企画調整課長 みどり園のこのPFI事業につきましては、これまでみどり園において、老朽化、それに伴う建てかえ等がどうしても必要だというようなことから行ってきたわけなんですけれども、一応15年にした根拠なんですけれども、おおむね15年程度であれば、建物等の建てかえ等は必要ないだろうというようなことがあったということで、おおむね指定管理の期間としては15年で、その後につきましては民営化をということで引き続き市の指定管理事業者である者に事業を引き継いでもらうというようなことを想定をしております。以上です。

○内田 指定管理者制度については、私は批判的な立場ではございますが、仮に指定管理者制度を是とした場合、この15年間、全く競争が働かないということにもなり得るということでございますか。

○企画調整課長 契約上15年間ということでやっておりますので、そういう意味では競争という概念は働かなくなると思います。以上です。

○内田 あとウイングホール柏斎場についてでございますが、ウイングホール柏斎場については、みどり園と同様に今後PFI方式や民営化等の対応を3市の中ではそのような意見というのは出てきているのでしょうか。葬祭場を民営化して、民間の事業にして、火葬業務については、その民間が行ったとしてもそれは適法なのではないでしょうか。含めてお答え願います。

○企画調整課長 ウイングホールの件につきましては、みどり園がここでPFIということで、指定管理にかわるということで、組合の事業として、いわゆる直営で行う事業というのはこの後につきましてはウイングホールだけとなります。そういう意味からも構成市間の中ではこのウイングホールの今後について、どういうふう

に運営していくのかということ、意見等も出ておりますし、主管者会議の中でもこの件については議論等もされております。その中でウイングホールについて、今現状直営であるというものを指定管理に移行するとか、ということについても今後検討を進めていくことになるかと思っております。今現状直営と言ったんですが、その中で実際火葬業務についてはもう既に委託になっているのが現状でございます。以上です。

○内田 火葬業務については、委託指定管理者指定については適法かと思うんですが、仮にみどり園のように完全民営化した場合を想定しますと、火葬業務というのは行政が指定した業者以外が民間が行うということ、まるっきり民営化して行うということは適法なのかどうか、お示し願います。

○企画調整課長 正確に適法かどうかというのはちょっと私も定かではないんですが、ただ東京都とかの事例を見ますと民間で火葬場を運営しているのが幾つもございますのが現状かと思っております。以上です。

○内田 これは、流山市、我孫子市とよく御協議いただきまして、人生の最後をお見送りする火葬業務でございますので、これらのことについては、やはり今まで社会に貢献していただいた方などの死もみとるわけでございますので、しっかり行政側の責任において担保していただきたい旨、我孫子市、流山市とも御協議いただきたいことを申し上げ、私の議案第4区分に対する質疑を終わります。ありがとうございます。

○永野 数点伺います。防災危機管理対策のところ、高性能トランシーバーということで補助をするというふうにあります。今町会のほうで180団体ということで何年か前の議事録に載っていたと思うんですけども、1個か2個か、貸していると思いますが、それは引き揚げというか、そういう形になるんですか。

○防災安全課長 お尋ねのあった既に貸し出しをしているトランシーバーは非常に短い距離にすぐれている製品です。例えば避難所生活を送るときに体育館の中に1台、体育館の周辺をパトロールして、異常が発見されたようなとき、こういったときに今貸し出ししているものは御利用いただくパターンのもので、今回考えていますのは高性能トランシーバーで、1キロから4キロぐらいの通話範囲があるものを想定しておりますので、地区災害対策本部に1台と、それからその周辺の各町会との状況のやりとり、情報のやりとり、こういうことの通信手段として考えております。以上です。

○永野 僕の聞き方が悪かったですね。今貸しているものがちょっと余り性能がということ、先にお話しておけばよかったのか。わかりました。以前もあったかと思うんですけども、例えばPHSとかそういうものを検討されるということで、お話もあったかと思うんですけども、通話が無料になるとか、災害のときにちょうど3年前ですよね、つながりやすさというか、そういう観点からもPHSを検討するというお話あったかと思うんですが、その後そのお話というのはどうなっておりますか。

○防災安全課長 PHSもいろいろな通信手段を多重的に構築していく中の手段の一つとして、我々の中にもインプットはもちろんされておりますが、今のところ、これを優先順位的に高い順位でということでの判断に至っていないといったところで。以上です。

○永野 わかりました。一応確認でございました。あと、ちょっとこれ所管外と怒られてしまうかもしれませんが、本庁舎の照明のLED化に便乗してというわけじゃないんですけども、防犯の観点として、防犯灯のLEDありますね。これ、地域支援課ということで所管外になってしまうかもしれませんが、数年前もこれも本議会で塚本さんでしたか、提案があった青色の防犯灯で犯罪減少するとか、そういうようなお話もあったんですよね。それも検証するというところで答弁があったと思うんですけども、今回のLEDの防犯灯ということで、防犯の観点で犯罪抑止効果というか、そういうのも考えた上での購入というのは、考えはあったんでしょうか。

○防災安全課長 LEDに関しては、どちらかというとなら防犯の観点というよりはやはりエコの観点ということのほうが正直強いと思います。以上です。

○永野 先週、ああいう通り魔事件というか、そういうのもあったところですし、それでちょっと聞いてみたんですけども、やっぱりそういうようなことも考えて、御購入というか、されたほうもいいかと思うんです。だから、ひとつ例えばと言うと駐輪場とか駐車場とかでそういう効果が出ている自治体もありますし、副市長、では済みません、よろしくお願ひします。

○石黒副市長 確かに以前、駐輪場のところで、やっぱり青色が効果あるということで、職員も検討したと思っております。結果について、それが有効だという検証ができたのか、そこまでは今確認できていませんけども、今回防犯灯をLEDにするに当たって、もう一度そういう観点からそれが有効なのか、検証した上で最終的には町会が設置していただくものでございますので、そちらのほうにも情報提供行きながら、ちょっと考えてみたいと思います。

○永野 よろしくお願ひいたします。本庁舎のLEDも例えばオレンジっぽいのだと職員の方々の仕事を活性とか、そういう効果があるかもしれませんが、そういう観点も忘れずによろしくお願ひしたいと思います。

最後、1点ですが、行財政改革のところ、予算案の概要の点、これいいんですか、伺っても。インセンティブと、ごめんなさい、48ページに載っています、カエル予算制度に関して、それぞれ1件ずつ採択されたということで記載されております。これ、簡単に取り組みであったり、この募集は実際何件ぐらいあったのかというのを伺いたいんですが、よろしくお願ひいたします。これはだれが。

○委員長 少し時間を要しますか。

○石黒副市長 ちょっと今しばらく時間をいただきたいと。

○委員長 では、ほかに質問あれば。（「じゃ、後ほど。済みません」と呼ぶ者あり）じゃ、用意でき次第、御答弁いただく形でよろしいですか。（「はい」と呼ぶ

者あり)では、ほかに質問があれば、先に永野委員、よろしいですか。

○永野 はい。

○委員長 では、準備ができ次第、また御答弁ください。今できましたか。御答弁できますか。どうぞ。

○財政課長 インセンティブ予算についての応募状況でございますけれども、4件の申し込みございまして、そのうち1件が採択ということでございます。そのうち採択されなかったものについては、これまでと同じような広告掲載の取り組みですとか、そういったものでございましたので、新たな取り組みということで資産管理課の庁舎案内板、これを採択したものでございます。以上でございます。

○永野 じゃ、例えば募集があった4件とも採択される可能性もあるという事業なんですよね。わかりました。終わります。自治体によってはこういう募集とか、すごく頻繁にというか、活発にやられている自治体とかもございまして、すごくいい取り組みだと思いますので、この柏市でもこれを活性化していただければと思います。以上です。

○坂巻 他の委員の質問を聞いて、質問しちゃおかしいんですけども、まず最初簡単なやつから。女性消防団員、これ任期何年とかってありましたっけ。

○総務課長 消防団の任期につきましては、2年を1任期としておりますので、任期は2年の1任期で、継続は可能ですので、任期は2年の1期となっております。以上でございます。

○坂巻 年齢制限は。

○総務課長 年齢制限は特段設けておりません。以上でございます。

○坂巻 ないわけね。わかりました。次、エンジョイ・パトロールでちょっとお尋ねしたいんですけども、今全市的には年1回の講習会ですよ。それですと、確かにあくまでも自分が散歩しながら楽しんでというような形で、抑制力ですから、私も帽子持っていますけども、こういうのってどうですか。ふやしていくとか、あるいは私ちょっと本会議でも質問したんですけども、横の人たちの連絡とか、ある町会によっては自分たちでグループをつくって、時間でパトロールしていくとか、そういう活動をしているところもあるように聞くんですけども、市のほうとしては何かそういうときにこのようにしてくださいとあってあるんですか。

○防災安全課長 エンジョイ・パトロールの、まず登録者ですけれども、年間少しずつですけども、1,000人から2,000人規模で、おかげさまで増加はしております。それから、これ以外にいろんな任意でパトロールしているグループや団体もあるのではないかと、またそういうところへのアプローチというお話ですけども、手前どものほうに最近ですと一番多いのは振り込め詐欺に関する話をしてくれないかというようなオファーがありまして、職員が出かけていって、あるいは警察の専門的な見地からのお話をつないだりとかというようなことで接点を持っています。以上です。

○坂巻 ちょっと私の質問と違う感じですけども、私言ったのは年1回の講習会で



市のほうからこういうことをお願いしますというのは積極的にお願いしたいんですけど、それと今年間1,000人からふえるというとは相当なメンバーがいるんですか、人数が。

○防災安全課長 26年1月末現在で8,200人の登録者がいらっしゃいます。それから、その年1回の講習会で主にお願いしていますのは、先ほど来繰り返しになりますけれども、犯罪の抑止というところでのポイントをお話しさせていただいています。以上です。

○坂巻 じゃ、特に私が知っている範囲の町会では時間を決めて、五、六人で隊というか、班をつくって、パトロールするのだと、1日1時間ぐらい、自転車で回るんだよという話をちょっと聞いたんですけども、そういうのは別に市からはこういう形で、できればこういう形ということは、お願いはしていないんですね。

○防災安全課長 このエンジョイ・パトロールのほかにもいろんな防犯団体の方がいらっしゃるの、今委員がおっしゃられているグループと接点を持っているかどうかというのはちょっと調べてみないとわかりませんが。

○坂巻 済みません。私が言っているのはあくまでもエンジョイ・パトロールでちゃんと帽子かぶって、そうしたら俺の帽子のナンバーは1桁だよという話だ。私は、百何番ですから、ちょっとあれですけども、その方は1桁という話で、そしたらその帽子は町会でほかの人が亡くなったんで、私がもらったんです。うちの町会ではこうやって月2回と言ったかな、その当番は。1時間ぐらい、小学生が帰るころ、時間帯をパトロールしているんだよという話になったものですから、特にそういういい例をほかの町会にこんなものあります、子供たちの安全性を考えたらどうでしょうかねと、これはあくまでも趣旨が、自分が散歩するとき、ついでにパトロールという形でしょう。さっき言ったように抑制力ですから、ないでしょうけども、そういう話なんかも軽くお願いすることはあるんですかって。

○防災安全課長 はい、お願いしております。

○坂巻 それともう一つ、エンジョイに関して、この講習会、8,200人もいるというのと大体講習を受ける方というのは何割ぐらいいらっしゃいます。

○防災安全課長 会場の御都合がございまして、今年度実施したのはアミュゼ柏のクリスタルホールでしたので、定員としては400人ぐらい入れる会場でしたけれども、実際にお越しいただいたのは200人ほどだったように記憶しております。それから、その前年は文化会館の小ホールで実施しましたので、割と満席に近い方にお話を聞いていただいたかと思えます。以上です。

○坂巻 ありがとうございます。次、ちょっと問題が大きくなったと思うんですけども、当初予算の概要の中から何点か確認を含めて御質問したいんですけども、この中で新たな財政需要ということが出ていますけども、どういったものが今年度は考えられるんですか。どのくらいの金額になるんですか、これ。

○財政課長 新たな財政需要と申しますと、先ほど来から話題になっている公共施設の老朽化対策、これが非常に大きな課題となってくるだろうというふうに考えて

ございます。また、あと新たなではないですけれども、扶助費の伸びの自然増とか、そういったものの対応も非常に課題になってくるかなど。ただ、公共施設の老朽化対策につきましては、来年度計画策定、そういった中で必要な財源の把握ですとか積み立てのルールとか、そういったものを検討してまいりたいと思いますので、今現在申し上げられる数字はございません。以上でございます。

○坂巻 じゃ、わかりました。次に48ページの中で、行財政改革というのがありますけれども、いま先ほど永野委員がおっしゃっていましたが、これ聞いていてよくわからないんですよ、私には。具体的にこれによってどう変わったのか。ここに例えばアの場合には113万4,000円ですよ、効果額というのが。これは、広告収入ですか。いや、そうですね。広告つき庁舎案内、広告つきの、要するに庁舎の案内図に広告を載せたと、ですよ。すると、こういうことというのはほかにもいろいろ考えられますよね、この場合じゃなくて。そうすると、何かちょっとどうなのかなというののはちょっとよくわからないという感じを受けたんですけども。さっきそれはこれ以外というののはどんなのがあったのかと。

○財政課長 今回の広告つき庁舎案内板の設置については、広告つきの案内板を置かせてあげるということで使用料を取ってございます。その使用料が113万4,000円の増ということで計上してございます。あとほかに応募があったものについては、まだこれまでやられているような、いわゆる紙ベースにおける広告ですとか、そういったものでございましたので、新規性がないということで、今回新たな取り組みを重視して、これを採択したものでございます。今回収入の増加があったものについて、インセンティブということでやる気を起こしてもらおうということで歳出で少しつけてあげて、そういったインセンティブをあげて、行革を進めていくという手法でございます。以上でございます。

○坂巻 その下のイはどうなんですか。改善、このネーミングもよくわからないですけれども、この「改善 d e カエル」、これは何ですか。図書券購入代になっているとかというのは、これは。

○債権管理室長 図書購入費ということなんですが、昨年債権管理室のほうで市の提案として、債権回収の取り組みについて、企画のほうに提出しまして、それが採用されたことによって、最優秀ということで、この5万円について債権回収で受け入れる形でございます。（「中身は何なんだと聞いている」と呼ぶ者あり）中身ですか。本ですか。

○坂巻 いやいや、違う違う。債権回収業務の図書購入代に充てたと書いてあるけれども、これはどういうことになるのかと言ったら、何か本を買ったわけでしょう、図書購入というのは。

○債権管理室長 そのとおりでございます。

○坂巻 よくその辺が、そういうことはよくわからない。何で本を買ったりするの。（「ブログで話しているんじゃないの」と呼ぶ者あり）済みません。一応日本語言っていますから。

○債権管理室長 充てられる予算ということで、図書購入費がよろしいんじゃないかということで、今回債権等を取り組むに当たって、提訴の仕方だとか、そういった図書を購入することに充てさせていただきました。

○坂巻 これ、担当課がそういう本があると非常に勉強になると。

○債権管理室長 そういふことでございます。

○坂巻 そういふ形で図書券の購入代に充てたと、ちょっとその辺がよく、済みません。聞くの悪いの……

○財政課長 改善 d e カエル予算のスキームにつきましては、職員提案があったもので採用されたものについては、今後の事業継続的に研究なり調査をしていくというような趣旨で、継続的に持続的に続けていくという趣旨から研究費として図書とか視察の旅費とか、研究費相当のものを与えるというような趣旨で制度化したものでございます。そういったことから債権管理室については、関連図書の購入ということで今後の研究に役立ていただくということでございます。以上でございます。

○坂巻 それは、出すほうが決めるわけ、それとももらうほうが決めるわけ、どちらですか。勉強しろよって渡すのか、いや、こういうのでぜひ必要だから。

○財政課長 改善 d e カエル予算については、採択された後、事業課の要望に応じて、予算化してございます。以上でございます。

○坂巻 要望ね。わかりました。それと、あとちょっとこれもあれでしょうけども、受益者負担の適正化ってありますけども、その例があれですか、1つの例が今回窯の電気代負担するとか、ああいうことですか。

○次長兼行政改革推進課長 その1つの例が陶芸窯に反映しているのは事実でございます。基本的に受益者に適正な負担をしていただいて、受益のない人と受益者との間の公平性を確保するというところで基準をつくりまして、この基準に沿って各部署で改善を進めていただいているところでございます。

○坂巻 そうすると、その改善にそうやってこういうことをすると、大体おおむねどのくらいの収益になるんですか。それは、予算化はしていないんですか。（「しているよ、電気代だもんね」と呼ぶ者あり）いや、いや。今たまたま電気の陶芸のあれがありましたけども、それは1つの例として、ここは出ていますよね、今回は。だけど、各部署にそういうことをお願いしているならば、じゃ今年度、26年度ではトータル的に例えば1,000万になるのか、1億になるのか、その辺というのはあるんですか。把握しています。

○次長兼行政改革推進課長 総枠は把握しておりません。と申しますのは、改善の指針を私どものほうでつくりまして、ただ今まで受益者負担が少なかったり、なかったものを大幅に変えるということができませんから、将来にわたって、徐々に変化させていくということで考えております。そういうわけで、全体で幾らになるかというのは、申しわけございません、今数字がございません。

○坂巻 じゃ、今年度の中では各部署にそういう話をして、なるべく受益者負担が上げられないやつは上げられるような方向で考えてほしいと、そういうことですか、

当面は。

○次長兼行政改革推進課長 委員のおっしゃるとおりでございます。昨年度、既にこの基準を設けて、各部署に説明を行っております。

○坂巻 これ、昨年度からやられたことですか。

○次長兼行政改革推進課長 昨年度から基準を改正いたしました。実際の受益者負担の改革は今後とも続いていくということでございます。

○坂巻 じゃ、昨年度は特に職員の方がそういう話を受けて、さほど今回さっき例を話したようなこと以外にはないんですね、今年度には。

○次長兼行政改革推進課長 各部署でそれを進めていくに当たって、例えば条例化が必要なものであるとか、議案として提出しなければならないものがありますので、今年度については、スポーツ課における各スポーツ施設の受益者負担分、ここ……。

○坂巻 25年度ね。

○次長兼行政改革推進課長 はい、ございます。

○坂巻 それ25年度でしょう。

○次長兼行政改革推進課長 いえ、今年。

○坂巻 26年度。

○次長兼行政改革推進課長 26年度です。

○坂巻 じゃ、また上がるというわけですか。（「50ページに書いてあります、50ページ」と呼ぶ者あり）ありがとうございます。じゃ、次、未利用地の売却ということで、これは今年度はどこをどのくらいで、金額というのは考えはあるんですか。実際去年売れなかったところもありますよね。そういうことのところを踏まえると、要するに売却価格を下げているとか、その辺もあわせてお話しただければ。

○資産管理課長 今年度の未利用地の売却は8物件を応募しまして、それで3物件が契約に至るという予定でございます。金額で申し上げますと約6,800万、売却収入が入る予定でございます。以上です。

○坂巻 今年度、要するに26年度に8件で、3件売却してきて6,000万……

○資産管理課長 失礼しました。今の今年度の……

○坂巻 25年度。

○資産管理課長 はい。売り上げ収入でございまして、来年度につきましては、新年度早々に公有財産、管理運用検討会というのが庁内にございまして、その中で売却物件を決定して手続を進めていく予定でございます。以上です。

○坂巻 今年度の目標というか、その辺はどうなっていますか。

○資産管理課長 売却益につきましては、年間で5,000万円ということを目安としております。以上です。

○坂巻 それじゃ、要するに25年度の5件で5,000万ということですか。25年度、要するに25年度は8物件で出して、3物件が売却できたと、それが6,000万の。残り5件売れなかったわけですね。その5件の売却費が約5,000万でしたっけ、というような考え方でよろしいんですか。

○資産管理課長 はい。売れ残りの5物件につきましては、また来年度再募集という形を考えております。さらに、また例えば根戸の市営住宅の跡地のA、B棟につきましても今後民間等のアドバイスを受けながら売却をする予定でございますので、そうしますと売れた場合には当然5,000万以上の収益が見込まれるというふうに考えております。以上です。

○坂巻 今聞いたのは5,000万というのは、要するに25年度の売却できなかったやつの5,000万ですかって聞いたんですよ。

○資産管理課長 こちらの未利用地の売却につきましては、アクションプランのほうにも載せておりまして、その中で毎年5,000万という金額を目標値として、計上させていただいております。以上です。

○坂巻 よくわかりません。ちょっと……（「場所じゃないんだよ。金額だけ、計上してあるんだよ」と呼ぶ者あり）結構あるんだけどね。いや、それじゃ。それと、本議会でも誰か聞いていましたけども、この中にも書いてありますし、前の柏市のわかりやすい予算の中にも書いてあるんですけども、新たな財源というのは出てきていますよね、ずっとここ3年ぐらい。皆さん、新たな財源ってどういうふうに考えているんですか。考えた財源なんですか。これは、新たな財源ですよというのがちょっとわからないんですけども、今年度その新たな財源というのは何を考えておっしゃっているのか、記載しているというのか、その辺を。

○財政課長 具体的に申し上げますと、先ほど来議論されています受益者負担の見直しですとか、あとは庁舎の駐車場の使用料収入とかそういったものが具体には26年度は新たな収入ということでございます。以上でございます。

○坂巻 そういうのを新たな財源と表現するのはちょっと私には非常に理解できません。普通新たな財源というのは柏市が何か新しい税できるとか、だけどできないわけですよね、柏市は。例えば政令都市になると宝くじでしたっけ、発行できるとか、そういう中でも財源はありますけども、そういう感覚でとらえるとちょっと今の説明というのは、いわゆる今あるやつの延長線上にしかないというふうに思うんで、新たな財源に加わるのかなという、そういうちょっと考え方の相違というか。じゃ、皆さんがおっしゃる新たな財源というのは、今ある財源の中での収納率というんですか、そういうのを上げていくという考え方ですよ。違いますか。

○財政課長 委員おっしゃるようなものも当然含まれてございます。ただ、具体的に予算化できているものは今言ったようなもので、今後今回の行革等も提案ございましたけれども、税収増加の取り組みなどのように新たな課税の対象となるような企業が入ってくるとか、そういったような努力も執行の中では続けてまいりたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○委員長 では、時間も時間ですので、暫時休憩をいたします。

午後 零時 5分休憩

○

午後 1時開議

○委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○委員長 議案第29号、平成26年度柏市一般会計予算、当委員会所管分についての質疑を続行いたします。

○小泉 数点、お願いいたします。防災対策事業でお願いいたします。施設整備でございます。災害時の飲料水は、安定的に確保するための耐震性貯水槽の整備及び耐震性井戸つき貯水装置を改修ということで、手賀西小学校、柏中学校、光ヶ丘中学校とありますけど、これは現在どのぐらいあって、今後どのように広めていくのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○防災安全課長 耐震性の井戸つき貯水槽または耐震性貯水槽、後者のほうは水道管の本管を震度によってせきとめて、そこを水源として非常時の飲料水を賄うといった仕組みのものです。いずれかのタイプのものを20のコミュニティエリアに最低1基ずつは整備していこうというのが市の基本的な方針です。今回の手賀西小の整備によって、この20地区全域の整備が完了いたします。その後は、既に構築してある装置について、一部老朽化の進んでいる施設もございまして、そういったところを逐次更新整備、日常的なメンテナンスを滞りなく行っていくと、こんなような考え方でございます。以上です。

○小泉 全小学校区につくるということはどうでしょうか。考えていませんでしょうか。

○防災安全課長 まずは、中学校単位で1つずつと、それからもう一つの考え方といたしましては、24年の5月の全域断水の際にもクローズアップされましたけれども、応急給水拠点、これは機動力との兼ね合いもございまして、たしか35ポイント、応急給水ポイントを決めてあるかと思っておりますけれども、必ずしもそれぞれに小学校単位にというところではなく、今ある資源を最大限利用してというのが今の考え方でございます。以上です。

○小泉 ここのさっきの次のページの45ページの消防警防課の布瀬、手賀、片山地区に土地購入して、耐震性貯水装置設置ということで、この手賀西小と近くなんだけど、こっちはどこら辺にできるんですか。

○警防課長 こちらは、手賀984番地になるんですが、直接手賀西小とは別の部分で消火用の防火水槽ということで建築いたします。

○小泉 あくまでもこれは飲料用じゃなくって、消火用のためのということですよ、これは。

○警防課長 そのとおりでございます。

○小泉 防災のほうに、済みません、戻りますけど、この間の断水騒ぎで、やはり旧沼南地区は非常に困ったところがいっぱいありましたので、何とかそれをまた対応するような施策をひとつよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○日下 じゃ、この当初予算の概要で伺いたいと思います。先ほど受益者負担というのが出たんですけども、50ページに歳入増加に向けた取り組みということで、受

益者負担の適正化というんで4点挙がっています。多分このほかにもあるのかなと思うんですけども、先ほど話題になった老人福祉センター陶芸窯利用料金の新設なんですけども、これ今回私質問でも取り上げたんですけども、その受益者負担のあれがありますよね、25年に決めた率というのがありますよね。受益者負担、何が25%、50%、75%というのがありますよね。これの老人福祉センター陶芸窯ってどこに値するんですか。

○次長兼行政改革推進課長 陶芸窯に関しましては、25、50、75というのは市場性があるかないかと、代替性があるかないかというようなことから決めてまいったところでございます。陶芸窯に関しましては、一番低い率の25%のところに該当しております。さらに言えば、その算定の基準は、いわゆるそれに使用する電気料金です。これで見えております。以上でございます。

○日下 電気料金、かかる電気料金の25%でなくて、全体のということ。

○次長兼行政改革推進課長 失礼いたしました。全体の25%ですが、それがほぼ電気料金に相当するということでございます。これは、いわゆる市場性もあるものではございますけれど、御質問でもありましたように老人福祉センターというところを勘案して、一番低い率になっているところでございます。

○日下 ここは、教育民生委員会じゃないので、事細かく追及するところじゃなく、全体のシステムについて何うところなので、あれなんですけど、一般の施設と、それから同水準に設定されているというところでは、その老人福祉センターが持つ法的な無料もしくは低額に反するのではないかということなんですよね。こういうこと議論されたんですかね。

○次長兼行政改革推進課長 議論をいたしました。その結果、先ほどもちょっと申しましたが、選択性と市場性というのが基準になっています。要するにどうしてもやらなければならないものか、それとも自分の好みでやったりやらなかったりできるものか、これが選択性です。それから、市場性というのは一般の民間で賄えるものか、行政を利用せざるを得ないものかというところで考えているんですが、これは選択性も市場性も中位のものとして、その基準が25%に該当するという判断でございます。もちろん無料ではありませんけれど、低額のものとして認識いたしております。以上です。

○日下 一般の近隣センターと比較しても低額には値しないので、これは別の委員会で議論されると思うんですけども、その受益者負担そのものも異論がありますけども、それでも置いてもこの老人福祉センターの陶芸窯の利用料金の新設というのは非常に問題があるんじゃないかなというふうに思うんですよね。

それから、同じページのその上にあります収納対策の強化の問題です。同水準、25年度と当初予算と同水準以上の取り組みをするということで、この間の部長の答弁の中でも現年度分を重視するという答弁があって、それはそうだと思うんですね。収入未済額をやっぱりきちっと収納するというのが基本だと思いますし、私どもは納税を否定するものでは、もちろんありません。税によって財政運営はできますし、

市政運営ができますので、税金をきちっと納めてもらう、これは基本であります、この間ずっと私どもが相談を受けたり、議会で取り上げてきた問題はやはり失業したり、それから家族が病気になったり、収入が激変したり、そういう中で滞納が延長していくという、雪だるまのように膨らんできた方たちのケースとして、やはり適切な対応ということを求めてきたんですね。今回1月に国のほうから悪質者にはもちろん徹底して徴収しなさいと、しかし一方で非常に生活困窮にある人に対しては、丁寧な対応をしなさいという、こういう文書もおりにいると思うんですね。その点で収納課の対応についての見解をお聞かせいただきたいと思います。

○次長兼収納課長 税の徴収につきましては、基本的には税法に基づきまして、公正、公平に取り扱うことが基本的な姿勢になります。ただ、地方税におきましては住民福祉の向上という観点もございますので、こういったことで特にこういう姿勢も非常に重要であろうと、そのような姿勢で臨んでいます。特に生活困窮とか非常に担税力のない方につきましては、税法に基づきまして執行停止とか、そういったことであくまでも生活再建を基本とした姿勢で臨むような滞納整理を現在進めているところでございます。以上でございます。

○日下 ぜひお願いしたいと思います。それから、ちょっと前のほうになりますが、概要の4ページです。ちょっと私、時間がとれなくて、本当はいろいろ聞きたかったんですけども、基本的な問題ですね。失礼しました。4ページですね。基本的な問題です。ことし、今回来年度、個人市民税2億9,200万、それから法人市民税が8億4,000万ですか、固定資産税が5億8,700万という、こういう増税を前提にした予算編成なんですけども、この増収の根拠は何でしょうか。

○市民税課長 今回個人市民税と、それから法人市民税、今委員がおっしゃったとおり、増額のほうさせていただいています。特に個人市民税に関しましては、ご承知のとおり、所得割、給与所得に関しましては、伸びはさほど今年度は見込めないんですけども、税制改正に伴いまして、給与所得控除の上限設定、こういうもので約5,000万、それから住宅ローン控除の減額、これが約4,000万程度、それから復興増税に伴います均等割の500円の増税、こういうものを含めまして、個人市民税につきましては、全体で約2億7,000万程度の増額を見込みました。

それから、法人市民税につきましては、25年度当初では景気低迷による減額、それから税源移譲等で減額を見込んでおったわけなんですけれども、その後安倍政権にかわりまして、アベノミクスの景気策などによりまして、25年度末には法人税の全額割、これが大きな伸びを示しております。これで、引き続き26年度も大幅な増額ということを見込みながら、約10%程度の伸び、これが今年度は期待できるということで、27年度につきましては、特別法人税等の創設がありまして、来年度についてはまだ不透明なんですけれども、ことしに関しては、この25年度の引き続きというのもございまして、8億4,000万程度の一応増額、これを見込ませていただきました。以上です。

○日下 固定資産税は。



○資産税課長 私の方から固定資産税の増収の根拠ということで説明させていただきます。

固定資産税につきましては、まず土地ですけれども、これは平成24年に御審議いただいたんですが、税制改正で住宅用地、住宅の敷地の税負担の制度が変わりました。それに伴いまして、それが大きく来年度の税増収に影響を与えております。それから、家屋につきましては、約1,800棟ぐらい新築家屋がございます。こういう新築家屋の新たな課税分を含めて、増収になっていると、増収といいますか、来年度の税収を見込んでいくということなんです。以上です。

○日下 わかりました。大枠わかりました。固定資産税については、ある程度納得できるんですけれども、法人市民税なんかは果たしてそうなのかなという、結構希望的観測の面が強いのではないかなというふうに思うんですけれども、どうですか。

○市民税課長 25年度につきましては、当然法人市民税につきましては、ずれがございますものですから、実際の申告の時期がたまたま26年度に関しましては、景気の伸び、法人の伸びですね、これが丸々26年度に関しましては、前年度の丸々1年分の実際の増収益、これがそのまま申告にはね返ってまいりますので、26年度につきましては、間違いなくこの25年度の伸びを考慮しますと、26年度につきましてはある一定の、今回8億4,000万程度増額させていただきましたけれども、26年度に関しましてはある程度のこの伸び、これは見込めると思います。ただ、27年度につきましては、先ほど申し上げたとおり、税制のまた大きな法人税の改正がございますので、それに伴って、地方の法人住民税につきましても27年度につきましてもまだ今の段階では不透明ということで、今の段階では約6億程度、27年度につきましては逆に減収になるんじゃないかなということで見込んでおりますので、これはあくまでも26年度単年度につきましての増収ということで御理解いただければと思います。以上です。

○日下 その表にも景気の回復基調が続くことが期待されているということで、景気が回復基調であることを前提に立てて、国もおりますし、柏でも多分にそういう傾向があるのかなと思うんですが、国の実質賃金にするか、名目賃金の試算と民間のシンクタンクなんかの試算と比べるとすごくギャップがあって、果たして政府が言っているように好調なのかなということもありますので、今後そういう厳しさも出てくるんじゃないかなというふうに私は思います。それから、ここで今回予算が示されていますけれども、2月に行われた、1月だったっけ、行革推進委員会で27年の推計が出されましたよね。その推計との整合性はどうなるのでしょうか。ちょっと資料を置いてきちゃった。行革推進委員会で出した26、27、28、29、30ですか、5年間の財政推計というのがありますよね。その推計、26年度分はたしかこれよりも10億円ぐらい下回っていたんじゃないかと思うんですけど、それと本予算との関係について、どのように考えますか。

○財政課長 平成26年度の財政推計は、行革のほうに示した時点では消費税率の増加に伴う措置としての臨時交付金みたいなものが入っていなかったというのがまず

1つ総額として10億ぐらい乖離しているのがそういった要因かなど、歳入、市税収入については予算とほぼ同額で見てございます。また、推計時点については、歳入歳出合わせてございませぬので、最終的に予算を組む段階では財源調整しながら、最終的に歳入歳出を合わせますので、そういったところからも乖離が出てくるのかなというふうに見てございます。また、27年度以降の市税収入については、基本的には条件がなかなかわかりませぬ。税制改正の動向などわからないので、その辺は法人市民税とか市民税については横ばいで見てございます。以上でございます。

○日下 予算には一般会計、1,143億と示されていて、この間示された行革推進委員会での歳入が1,133億なんですね。ここで1,136億円の歳出があるので、2億7,000万の不足、収支不足になるという推定だったわけですよ。これについてはどうなりますか。

○財政課長 ちょっと細かい、どこがどうずれてというのはないんですけども、先ほど申し上げましたとおり、やっぱり歳入ベースで最終的には財源、歳出のほうも合わせてまいりますので、そういう意味では歳入歳出イコールする段階の調整で乖離が出ているのかなというふうなところですよ。基本的には歳入でちょうど10億ずれてございますので、総額的にはちょうど交付金の分かなというふうに思っております。以上でございます。

○日下 時期のずれで、特に年度末というのは国絡みで微妙に変化しますし、本当に時間勝負という感じだと思うんで、この数値の違いが出てくるのは、それはわかるんですけども、行革推進委員会で財政推計の中でいつも何年間で何億不足する、今回は5年間で29億4,000万不足するというふうに表示されて、収支不足のお金をどうやって捻出するんだという、そういうやっぱり視点で財政運営をこうやっている。それで、結果として、それを超える大幅なお金が残るといふ、そういう財政運営でいいのかなというふうに思うんですよ。どう思います、石黒副市長。

○石黒副市長 財政推計をする場合、どうしても私どもも国の地方財政制度に、財政対策に影響が大きくされます。税制改正とか含めて、そういう面ではなかなか将来を精度高く推計するというのが難しいところです。どうしても現行制度の中である程度改正が予定されるものを入れて、あとは機械的に一定の伸び率を出すというのがやはり限界だと思います。そういう中でおおむねそういう長期にわたる方向性見ながら、その中でどうやってしっかりした財政運営していくかとなりますと、やっぱりそこを行政改革の取り組みで経費を削減したり、新たな財源を確保したりというところで、実際の予算の段階では当然私どもも収支均衡のとれた、それも最終的には決算で赤字にはできませんので、プラスになるような形で進めております。これは、ある程度そういう面では推計の段階と実際の予算で乖離が生じるのは御理解いただきたいと思っております。基本的にはしっかり持続できる財政運営をしていくという中で、その中での推計の仕方については、精度が高くなるような工夫は今後ともしていきたいと思っております。以上でございます。

○日下 事業をやらなければ、お金は残るんですよ。ですから、基本的には自治

体の財政運営というのは単年度決算で、それでその年に集めた税金は市民の福祉、暮らしに基本的には使うというのが原則でありまして、やっぱりそこを大事にしてもらいたいなというふうに思います。以上です。

○次長兼行政改革推進課長 先ほど日下委員にお答えした中で細かい点なんですが、25%の根拠、選択性と市場性ということで申しましたけれど、私、両方中位と申し上げましたが、これちょっと誤りがございました。選択性については中位、市場性については代替のきくサービスが民間で余り行われておりませんので、これは低いということで、そのマトリックスの中で25%と決定したものでございます。おわびして訂正させていただきます。

○市村 当初予算の概要、これの47ページで、企画と財政と行革の担当にお伺いをまずいたします。まず、第五次総合計画ですけれども、以前も申し上げましたけれども、第三次総合計画の途中で鈴木真さんが亡くなられて、そして後継である本多さんという人がその第三次総合計画を受け、それで13年度に第四次総合計画を立てたんですけども、結局鈴木真さんのときの元市長だった積み残しの意思を残した第四次総合計画になったためにほとんど機能しなかった、また時代背景も大きな変化があったために、この第三次総合計画と第四次総合計画、そしてこれもまたやっつけはいけないことだったんですけども、1市長で15年という期限を延ばしたわけですね、10年計画だったのに。だから、総合計画というのは余り政治に振り回されちゃうと目的を達成できない。ですから、この第三次総合計画と第四次総合計画の残ったものをいかにスクラップできるかどうかは第五次総合計画の成功がかかっているんじゃないかと思うんですね。まず、そここのところをお伺いしたいと思うんですけども。

○企画調整課長 今度の第五次総合計画の策定に当たりましては、今委員御指摘のようなことも内部の検討の中では出てきております。今度の計画を何年ぐらいの計画期間とするのかというようなことについても前例踏襲ではなく、あとは計画の構成についても今の計画については御案内のとおり、3層の基本構想、基本計画、実施計画というふうなつくりになっておりますが、このつくり方についても前例踏襲ということではなく、内部でしっかり議論しまして進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○市村 その中で、一番大切なのはこの地域活性化とか税収の向上とか言うんですけども、今後10年で起こることというのはやはり少子高齢化が進むということですよ。そうすると、私を含め、65歳以上の定年で年収が300万未満という人がごっそりふえていく、今までの市税収入も当然減っていく、そういった中での新しい第五次総合計画でなくてはならないと思うんですけども、この少子高齢化と第五次総合計画というのは十分含んでおりますか。

○企画調整課長 今委員御指摘がありましたように、この先の10年というのはまさしく人口減少というよりも少子高齢化、これは少子高齢化ということは都市経営的に見ると、いわゆる税収のほうは今も、もう既にあれなのかもしれませんが、税収が伸びないという中でどのように持続的に市としてサービスを提供するかというよ

うな観点については、基本的な今度の第五次の総合計画をつくります視点として既にもう私どもとしても最重要課題というふうに位置づけをしてあります。そういう中で来月に入って、また早々着手もしていきますけども、その中でもキーポイントとして、策定の中で進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○市村 そういった中で、池田さん、行革自体がよく売れない八百屋のネギみたく、皮をむきながら、もとは直径二、三センチあったんだけど、売るときに毎日皮をむいて売っていたんではこの市役所の行政そのものが小さな母体になっていくわけですよ。かといって、今までのように有利な起債だ、有利な起債だというような借金もできないし、そうするとやはり新たな財源の確保というのが、行革がこのネギの皮むきみたいなことをやらないで、もっと攻撃的な行革にならないと、行革というのは別にパイを小さくする意味ではないですから、スクラップをして、そしてビルドをしていくという強い物の考え方を持っていく必要があると思うけど、どうですか。

○次長兼行政改革推進課長 全く委員のおっしゃるとおりだと思います。今回の行財政改革推進委員会においても方向性として、今までのどちらかという緊縮型から攻めの歳入増加についての御指摘も意見としていただいておりますので、私どもそれを受けとめて、そういった方向性を探ってまいりたいと思います。

○市村 何か攻める案のようなものは、発表できるようなものはあります。

○次長兼行政改革推進課長 大きいところではやっぱり経済政策が増収のキーになってくると思います。それから、今回いろいろ皆さんに御迷惑をおかけいたしました滞納のお話もありますが、その点では今回の市営住宅に限らず、滞納に関する適切な対処、これも大きくはありませんけど、増収の一環になると思っております。以上でございます。

○市村 わかりました。それで、今要するに行革のほうからも前向きな意見が出ていますけども、財務部長でも財政方でも副市長でもいいんですけども、今東日本の大震災が起きて、悪い言葉で言えば、建設バブルなんですよ。そして、柏市の体育館だって、あんな面倒くさいのやりたくないですよ。逆に言うと、地元の事業者たちが伸びるチャンスなんです。そして、東北の復興のための工事というのは今度東京オリンピックの影響で、福島原発も現在4,000人ぐらい、1日投入しているんですけど、半分ぐらい東京へ行っちゃうんじゃないかと、これも少子高齢化の影響ですよ。例えば高齢になった土木作業員も少なくなってきたし、若い人のなり手もないと、そうすると柏市で税収を伸ばす一つの方法としては、やっぱり地元事業者の育成だと思うんです。この47ページに企画調整課のほうで地域活性化のための方向性、取り組み検討というのは、やはり地元にお金が落ちて、地元の事業者たちが健全な経営をしていくことによって、皆さんたちが今マイナス面に出ているものをプラス効果に持っていか、少子高齢化の中でもこれから託児所の保育士だとか、それから調理員だとか、そういう人たちを育てつつ、企業も利益を上げていくというようなまちづくりに役所の人も参加してこないと、何億以上は大手ですと

というような物の考え方では育たないと思うんです。というのは、一昔前の山澤市長の時代に聞いた話では、例えば柏の建築屋なんか丸太の外枠で、竹の外枠で鉄筋を建てて、でも多少四角いのが丸くなってもいいから、自分たちでやってみろと言って、柏の各学校の鉄筋コンクリートの建物を建てて、どれも倒壊したものはないですよ。柏中なんか私たちが学んだ学校なんかそういう柏の土建屋たちの第1号の作品なわけですよ。だから、あのときのようにやはり地元の事業者、建築に限らず、育成していくということが非常に大切になってくると思うんだけど、この地域の活性化のための企画調整課の考え方をお伺いいたします。

**○企画調整課長** この取り組みにつきましては、今委員御指摘のようなことも踏まえまして先ほどお話しさせてもらったんですが、具体的には柏駅周辺だったり、南部地域だったりということで、地域の活性化につながるというようなことを念頭に置いております。特に柏駅周辺については、交流人口をふやすような仕組みを何とかできないかというような視点があたり、南部地域、手賀、布瀬等については、本議会でもありましたけども、豊かな自然を生かした活性化策というようなものについて検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

**○市村** あと、最後に財政のほうで今度消費税が4月から上がる予定でありますけども、今までは大づかみで千葉県に国の1%の一部が来て、それで千葉県に入った半分が市町村に配られると、そうすると柏市に入ってくるのが大体40億程度ということですよ。それで、今度8%になった場合というのは今の計算方式でいいんですか。どのくらい、40億が3%ですから、40億に3%上乗せした1%になるのか、どういうふうになるんですか。

**○財政課長** 市町村に配分、地方交付税の配分でございますけれども、8%の時点で1.7倍の計算でございます。ただ、26年度につきましては、タイムラグがございますので、そういった意味で平成25年度の予算が33億のところ7億増の40億と見込んでございます。24年度の33億をベースにしますと、平準化しますと56億、単純に計算するとそういう計算になります。以上でございます。

**○市村** その消費税のふえた部分というのは何か考えておりますか。

**○財政課長** 基本的には消費税の増分については、国の社会保障の増の対応の中で地方の負担分という考えでございます。したがって、基本的には国の施策で少子化対策とか、あとは国庫の負担の軽減とか、そういった施策がございますので、それに対応していくための地方負担というふうに考えてございます。以上でございます。

**○市村** それで、平成13年度の第四次総合計画ができた後に柏市学校整備計画というのができたんですよ。これは、耐震だとか柏市全体の学校、あと150年とかかかるとかというような内容だったと記憶するんですけども、しかしいつかはあの計画書はテーブルの上に戻してこないと今のようにばらばらでやっているんじゃないかと、コンサルに頼んでつくった本というのは、成果品というのは有効なものだと思いますので、第五次総合計画の中でも取り入れて、柏市の財源とその計画とが一体とな

るような学校整備計画というのは頭のどこかに必ず置いていただきたいなと思います。そして、前の市長が30人学級、30人学級って、できもしないことを言っていたんだけど、30人学級にすると教室は絶対足らなくなるんですよ。それで、そういうことも踏まえて、柏市の根幹となる、教育の分野の予算というものをやっぱり企画と財政がある程度頭のどこかに置いて、これから運営していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○山中 それでは、2点ばかりちょっと確認を含めてお聞きいたします。この概要版の44ページに避難者の支援事業というのがありますけども、174世帯、342人がまだ現在柏市に避難をされているということですけども、これを見ますと、民間住宅を借りて、無償で提供すると、それはそれでいいと思うんですね。先ほど来こう言われている市営住宅とかあるわけですけども、この人たちがずっといるかいらないか、ちょっとわかりませんが、それがあいていったときに、それを今度市営住宅みたいな形で借り上げて、そのまま継続してやっていくつもりがあるかどうか、それを1点聞きたいんですが。

○防災安全課長 この民間住宅の借り上げ制度につきましては、被災県であります福島等に全額求償して補填されるといった、その仕組みの中で行っている事業ですので、したがってあきが生じてしまいますと、新規の受け付け分というのは、残念ながら今もう認められておりませんので、現実的には難しいかと思えます。

○山中 いや、そういうふうに聞いているんじゃないんですよ。だから、そういうふうには借りて、それは知っているんですよ。だけど、そういう時期が来て、それを返すというか、切れるときに市営住宅を柏市はつくるつもりはないだろうし、つくるなど言っているのが、我々も言っているわけですから、けどそういう昔から民間の施設、民間がつくったものを借りてという話をしてきましたよね。ですから、こういうものもいい機会なんで、そのまま継続して、それは将来のことはわからないけども、これはそういうことも一応頭に入れておいていただけるかどうかということを知っているんですけども。

○石黒副市長 今の市営住宅の中にも大分老朽化しているものがございます。そういうものの建てかえについては、今後市が建てるのではなくて、そういう民間のアパートとか住宅を活用するというので、今の御質問のような方向で、ことも含めて考えていく必要があると思えます。建てかえに合わせて導入して検討していきたいと思えます。

○山中 よろしく願いいたします。先ほど来今つくろうとしている土地を売却する予定もあるみたいですから、そうなるとういう方向が一番いいと思えますので、よろしく願いいたします。

それと、もう一点、これ消防の関係なんですけど、「救急救命士を1名養成」とあるんですが、これたしか、あと何年前ぐらいですか、15年ぐらいにもなるんですか、高規格の救急車を取り入れてから。毎年毎年養成してきましたよね、最初からいたわけじゃないんで。ただ、かなりの年齢にみんなもう、私もそうなんですけど、

とっくに一番トップになっちゃったんだけど、年齢的にいっているわけですから、当然そういう方でも定年に近くなっている人もいらっしゃるんだろうと思います。そういう意味からすると、今現在これ1人養成すれば、当然充足率でいけば100%に今いっているんですか。どうなんですか。それをちょっと聞かせて。白書を見ればわかるのかわかりませんが。

○救急課長 今回の御質問なんですけれども、平成16年から救急救命士を養成していますけれども、やはり高齢化ということと、あと管理職登用ということで、100%充足はしていません。ただ、今救命士の採用枠という中で若い人たちを取り入れている形ですけれども、やはり隊長クラスというものが今少なくなっておりますので、今のところ1名で養成はしておりますけれども、今後またちょっと検討が必要じゃないかとは思っております。以上です。

○山中 それから、その下に「指導的立場の救急救命士を2名育成する」とありますけれども、これは当然今やっぴらっしゃる救命士の方の中から2名を育成するというのでよろしいんですか。

○救急課長 そうです。今おっしゃられた指導的な救命士ということですが、やはり救急救命士制度が21年から、もう超えておりますので、現場で経験豊富な隊長等もふえておりますので、その人たちを、これから国の指針なんですけれども、養成していきながら、内部での教育をしてくださいという要請がありますので、今回2名ほど養成いたします。以上です。

○山中 ということは、この方々に指導していただいて、救命士の道を普通の人が、普通ということはない、その人たちが歩めるということに判断してよろしいんですか。今まではどんな形で要請されていたか、ちょっと。

○救急課長 今までは、大体処置拡大がされておりますので、病院等に頼って、病院研修等も行っておりましたが、今これからどんどん、どんどん救命処置のほうに拡大しておりますので、再教育のほうも力を入れていく必要があるだろうということで、国のほうの方針ですので、病院研修、外部の研修も交えた中で内部の研修もきっちりとしてやるということで、救急業務の救急隊員の質を上げていこうということで考えております。以上です。

○山中 ありがとうございます。ちょっとこれ外れちゃうかわかんないんだけど、1点、消防局長に聞きたいんですけども、今救急車が来ると一緒に消防車が来ますよね。それは、その場に行ってみないとどういふ車が来ているかわかんないんだけど、火事かなとすぐ思うわけですよ、救急車の音と消防車の音は違いますんで。あれ必ずついてくることになっているんですか。その辺がよくわからないんですよ、火事かなと思ったりして。済みません。

○消防局長 今回の御質問なんですけれども、消防車と救急車の同時出場というのは、俗に言うPA連携ということで、ポンプ車と、ポンプとアンビュラス、一緒に出すという形で運用しているんですけども、基本的には全ての事例ではなくて、患者の生命が著しく危ぶまれている場合とか、あるいは救急隊だけでは少し高いところか

らおろしたりとか、いろいろ難易度が上がるような事例が予想されるとか、あるいは二次災害、国道とかでそういったところで二次災害の危険性があるとか、そういった部分を勘案しながら、状況に応じて、全ての場合で運用しているのではなくて、ケース・バイ・ケースなんですけども、一応の基準を持ちながら運用しているというのが実情です。以上です。

○山中 済みません。ありがとうございました。余計なことを聞きました。

○委員長 特にほかになければ質疑を終了いたしたいと思います。よろしいですか。——では、質疑を終結いたします。

これより採決をいたします。

---

○委員長 議案第29号について採決をいたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第29号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 以上で議案の審査は終了いたしました。

これより請願の審査に入りますが、審査に関係しない執行部の方は退席をされて結構です。御苦労さまでした。

---

○委員長 請願第1区分、今期定例会で受理をいたしました請願48号、消費税増税中止を求める意見書についてであります。先ほど議案第29号が可決すべきものと決しましたので、不採択とみなします。（「委員長」と呼ぶ者あり）

○内田 本件の請願の取り扱いについてでございますけれども、議会運営委員会の決定でありますので、基本は尊重いたしますが、意見としておとどめ置きいただければと思います。議会運営委員会で紹介議員等の出席も委員としての出席もあったわけでございますが、特に疑義がなかったわけですので、私は意見として申し上げたいと思うんですが、29号の可決をもって、本請願、消費税増税に反対する意見書の提出を求める請願の審査をしないという御説明でございましたが、29号、消費税というのは行政が予算化したものだけに課税するものではございませんで、民間市場、一般全てに消費税というのはかけられるものであると思います。

本請願者の意向としては、恐らくそういった行政が予算として組むもの以外にもかけられる全ての民間市場にかかる消費税を含めて、廃止を求める意見書を提出したいという意図があるものだろうと解釈しておりますので、そのような理由で審査ができないということには若干の疑問を生じるところでございます。ただし、本案につきましては紹介議員がいる中での議会運営委員会の決定でございますので、基本は尊重いたしますが、意見としておとどめ置きいただきたいと存じます。以上でございます。

---



○委員長 以上で請願の審査は終了いたしました。  
執行部の方は退席されて結構です。御苦労さまでした。

---

○委員長 次に、閉会中の所管に関する事務調査の件を議題といたします。  
事務調査項目を事務局に朗読いたさせます。

〔事務局朗読〕

○委員長 お諮りいたします。  
ただいま朗読の項目を閉会中の事務調査項目と決するに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

---

○委員長 次に、行政視察の件を議題といたします。  
先例により2泊3日とし、予算は1人当たり11万円以内となります。まず、実施時期について御協議をいただきたいと思えます。

〔協議〕

○委員長 それでは5月12日の週で調整しますので、よろしく願いいたします。  
皆さんの意見を体して、視察項目、視察地については、正副委員会に一任願います。  
詳細は、後日連絡申し上げることといたします。

---

○委員長 次に、閉会中における委員会の所管事務調査の実施についてを議題といたします。

平成23年2月18日の議会運営委員会におきまして、各定例会と定例会の間に各常任委員会は原則として各部から事務の執行状況の説明を受けるための委員会を開催することを決定しました。つきましては、当委員会の閉会中の開催について御協議願います。委員会の開催及び開会日程についていかがでしょうか。

〔協議〕

○委員長 では、閉会中の委員会の開催につきましては、日程等も含めて正副委員長に御一任願います。

---

○委員長 次に、閉会中の委員派遣の件を議題といたします。

閉会中に審査及び調査案件の調査のために委員派遣を行う必要が生じた場合、議長に対し委員派遣承認要求を行うこととし、派遣委員、日時、場所、目的及び経費等の手続につきましては正副委員長に御一任願いたいと思えますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 ありがとうございます。御異議なしと認めます。よって、さよう決しま

した。

---

○委員長 以上で本日の総務委員会を閉会いたします。

午後 1時56分閉会